

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| | |
|-------|---|
| COOLS | |
| H | P |

| | | | |
|---|--|------------|--------------|
| 予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (17. 2 定) | | | |
| 日 時 | 平成 17 年 6 月 22 日 (水) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 5 時 0 3 分 |
| 場 所 | 第 2 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 上野委員長、斉藤（陽）副委員長、山田・井川・吹田・大島・ 斎藤（博）・新谷・北野・大竹・松本・高橋 各委員 | | |
| 説 明 員 | 市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・ 市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、 小樽病院事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p> | | | |

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位のご支持をいただき、委員長に就任させていただきました上野です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公平にして円滑な委員会運営のため最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、副委員長には斉藤陽一良委員が就任されておりますので、報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大島委員、斎藤博行委員をご指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

北野委員

教育委員会委員長の出席要求について

質問に先立って、質問時間外で、教育委員長の出席を求めたのですが、なぜ本日の予算特別委員会に教育委員長が出席なさらなかったのですか。

教育部川原次長

教育委員長の出席の要求でございますけれども、議会事務局からは 20 日の月曜日、正式に連絡をいただきまして、西條委員長とも調整をしたわけでございますけれども、業務の都合で出席できないという旨を事務局の方に報告させていただきました。第 1 回定例会の西條委員長の出席要求がございましたので、それらを踏まえて、教育委員会といたしましては、早めに日程の押さえ、心づもりをしていただくということで、4 月の教育委員会の定例会、また 5 月の定例会におきましても、再度日程の確認を行ってきたところでございます。本会議、17 日と 21 日の 2 日につきましては、出席をいただいたわけでございますが、本日の予算特別委員会につきましては、急きょ本来業務ということで、会社の社長、責任者ということでどうしても抜けられないということで、本来業務の都合によりまして出席ができないということでございます。

北野委員

今、今定例会の本会議の代表質問とそれから一般質問には出たと。しかし、予算特別委員会は出られないと。これは理事者の皆さんもご承知のように、予算特別委員会は代表質問あるいは一般質問をくぐって、今回の学校適正配置計画については、教育委員会の最高責任者である教育委員長にその質問を経て聞きたいことがあって聞くということになるわけです。だから、本会議の質問にも劣らない大事な質疑の場面なのです。私は教育委員会に何回も言っているのですが、今回の話を聞いていたら、本会議の代表質問と一般質問は都合がついたという話ですけども、第 1 回定例会では私の代表質問にあなた方は教育委員長を出席させない、そういう策謀をやったのではないのですか。早めに言ってあったにもかかわらず、前の日に教育委員長に連絡して出席できませんと。私は別にひがんで言うわけではないけれども、私の質問になればどうして教育委員長が出てこないのか、わからないのです。あなた方が隠しているからではないですか、いかがですか。

教育部長

今、次長からも答えさせていただきましたけれども、教育委員長とは日常的にも今定例会の日程につきましては、早め早めに想定しながら、そして議会日程が正式に会期が決まった中でも、正式に示して、委員長ご自身も当然議会の方に出席する心づもりでいたわけでございます。ですが、今、話させていただきましたように、恐縮でございますけれども、本来の業務、重要な業務と重なったということでもありますので、この辺はやはりご理解をしていただきたいと、こう思います。

北野委員

私がなぜ出席を要求したかといえば、今定例会の 29 日までの日程は、議会運営委員会で確認し、本会議でも決定されているわけです。しかし、この日程の中には陳情が付託された学校適正配置等調査特別委員会での審議日程は入っていないのです。だから、手宮小学校であれば、今回 1 万 1,000 名の署名を添えて陳情が出されている。北手宮小学校からも、PTA そのものから再検討を求める陳情が出されている。それに継続審査になっている量徳小学校関係の 2 本の陳情があるわけです。こういうことが本格的に審議をされていないと。されないのです。議会意思も本会議で決まるわけですから、このままの日程でいったら、閉会中、学校適正配置等調査特別委員会が開かれても、9 月の本会議まで議会意思は決定できないのです。それなのに、教育委員長、教育長の本会議の一般質問の答弁では、7 月をめぐりに実施計画案を決定してまいりたいと。それから、教育委員長も 7 月をめぐりに実施計画を決定してまいりますと、こういう答弁なのです。だから、議会で陳情が付託されて議会意思が決定しないのに、実施計画案を実施計画に 7 月末に決定するということは、議会の意見なんか聞く必要はないと、こういう態度と受け取ってよろしいですか。私はこの点を最高責任者である教育委員長に聞いたかったのです。今日、いらっしやいませんから、教育長の見解を求めます。

教育長

議会を尊重するという立場は、私どもは十分それを大事にしながら、尊重しながらやっていくという考え方は変わりません。先ほどから、次長、部長が答えましたように、4 月からあらかじめ日程が予想されるもの、最終的に決まった時点で教育委員長とは十分打合せをしているところでございますが、やむにやまれず今日の 1 日目の予算特別委員会にはどうしても出られないということでもございましたので、そういうふうにご理解をいただきたいと存じます。もう一度言いますが、議会を尊重する立場を決しておるそかにするものではございません。

北野委員

抽象的な答弁をされてもわからないのです。あなた方は本会議でさまざまな角度から質問された議員への答弁で、あくまでも 7 月末をめぐりに実施計画にするということを教育委員長も教育長も答えているのです。そうしたら、先ほど来言っている、議会に陳情がかかって、これは議会の態度というのは本会議の決定ですから、このままいったら本会議が 9 月までないのです。議会意思が決定しないと。審議中にもかかわらず、あなた方は 7 月に実施計画を決めるといふのだから、教育長がいくら議会を尊重すると言っても、事実上、議会に審議をゆだねられている陳情はあるけれども、お構いなく決めるといふことになるわけでしょう。それは乱暴なやり方ではありませんか。

教育部長

これまでも議会を決して軽視しているわけではございませんし、特別委員会という議会の中で議論をし、ご審議をいただいていたところであります。ですから、私ども、今 7 月末をめぐりに実施計画を策定していく考え、この考えでありますけれども、そうして決定した際には、今度教育委員会として、また特別委員会にお諮りをすると、こういう流れでありますので、これまでの手順と、何ら変わってはいないと。議会を尊重している形の中でご審議を進めていただいていると、こういうふうに私どもは認識しているところでございます。

北野委員

質問時間外でやっているから、かみ合って答えてください。議会のことを尊重するというのであれば、7 月の実

施計画なんかできるわけがないでしょう。議会で審議中です。特別委員会の展開がどう変わるかわかりません。しかし、このままでいけば、9月まで議会意思は決定できないのです。決定しない審議中にもかかわらず、あなた方は7月に決めるといふのだから、議会なんか関係ないと。我々は我々で実施計画を決めると、こういうことでしょう。しかも、陳情の中身は、既に各委員に配られていますけれども、手宮小学校の陳情も手宮小学校をなくさないでほしいと。北手宮小学校は再検討を求めているのです。量徳小学校も皆さん承知のとおりです。そういうことが実施計画で決められたら大変だから、陳情として出されているのではないですか。それなのに、そういうことは関係なく7月の教育委員会で実施計画を決めるとなれば、陳情なんか知らない。議会の審議なんか関係ないということに事実上なるでしょう。それは議会軽視だということを言っているのです。

委員長、私はこういうことをやりとりしていたら、時間が幾らあっても足りませんから、これは休憩中にでも理事会で協議していただませんか、この議会軽視の問題は。

委員長

今のことを受けて、また後ほど。

北野委員

いや、今すぐ休憩して理事会を開けとは言いませんから、休憩中の理事会で協議してください。

委員長

はい、わかりました。

北野委員

だから、そういうことで、理事会で協議をして、教育委員会の本会議の答弁は陳情者の意向も無視するし、議会の審議も経過も何も知らない、我が道行くという、こういう態度ですから、これは議会を軽視するそのものだと思いますので、これは後ほど理事会で協議をさせていただくというふうにします。

では、時間外はこれで終わりますから。

委員長

それでは改めて、共産党。

新谷委員

学校適正配置問題について

初めに、学校適正配置の問題で伺います。

1学年2学級が教育効果が上がるとして、統廃合を進めるその理由にしているわけですが、中学校の統廃合の結果がどうだったのかという検証をしっかりとしないといけないと思いますが、小樽市としての1学年2学級の研究結果はないと。そして、中学校のときの結果をもって教育効果が示されたというふうに代表質問で答えていました。それで、平成14年3月に行ったアンケート結果を改めて聞きますので、数字で示してください。

まず、受入れ校の教職員の回答、学習意欲、自主性、社会性、部活動、学校行事、教材研究においてどうだったか。それから、対象校、これは3校の3年生が残りました。それで、学習意欲、自主性、社会性、これの結果はどうだったか。それから、転校生、在校生、通学路の問題、学習意欲、文化祭、体育大会の状況、部活動、これらに対するアンケート結果を改めて示してください。

（教育）山村主幹

今、新谷委員がご質問の中学校適正配置に関する実態調査についてでございます。

実施時期につきまして、平成14年3月7日から3月20日までの期間、対象校3校、それから受入れ校4校においてアンケートによる調査を実施いたしました。その回答結果でございます。

まず、受入れ校教職員に対する調査結果であります。学習意欲について、「高まった」が20パーセント、「変わ

らない」が 49 パーセント、「低下した」が 7 パーセント、無回答 24 パーセントでございます。生徒の自主性でございます。「高まった」13 パーセント、「変わらない」56 パーセント、「低下した」4 パーセント、無回答 27 パーセントでございます。生徒の社会性、「高まった」20 パーセント、「変わらない」49 パーセント、「低下した」4 パーセント、無回答 27 パーセント。部活動についてでございます。「活気が出た」40 パーセント、「以前と変わらない」34 パーセント、「活気がなかった」2 パーセント、無回答 24 パーセントでございます。学校行事について、「活気が出た」22 パーセント、「以前と変わらない」49 パーセント、「活気がなかった」2 パーセント、無回答 27 パーセントでございます。続きまして、教材研究でございます。「変わらない」73 パーセント、「しにくくなった」11 パーセント、無回答 16 パーセント。

次に、対象校の教職員を対象とした調査結果でございます。生徒の学習意欲、「高まった」10 パーセント、「変わらない」75 パーセント、無回答 15 パーセント。生徒の自主性、「高まった」40 パーセント、「変わらない」40 パーセント、無回答 20 パーセント。

続きまして、対象校の 3 年生を対象とした調査結果でございます。設問で抜けているところがあったらご指摘をお願いしたいと思うのですが、生徒会等の活動は「活発だった」42 パーセント、「変わらない」38 パーセント、「活発でなかった」17 パーセント、無回答 3 パーセント、文化祭や体育大会など学校行事の状況、「楽しかった」62 パーセント、「変わらない」22 パーセント、「楽しくなかった」14 パーセント、無回答 2 パーセント。以上であります。

新谷委員

転校生と在校生と別々に分けて教えてください。

（教育）山村主幹

申しわけございません。今、3 番目に答えた部分については対象校の部分であります。対象校というのは、廃止校の 3 校の数字を申し上げたのですが、ご質問は受入れ校の部分でございましょうか。

新谷委員

対象校は学習意欲、自主性、社会性について聞いたのです。

（教育）山村主幹

生徒の部分ということでしょうか。

新谷委員

いや、違う。教職員の。

（教育）山村主幹

申しわけございません。教職員につきましては、対象校と受入れ校、分割した形での調査集計をしてございませんで、その内訳については記録がございません。

新谷委員

違います。対象校教職員に対する調査結果で、最初に教職員の回答を聞いたでしょう。そのときに対象校の生徒の学習意欲、自主性、社会性は先生のみから見たらどうかという質問をしたのです。回答がそれに出ていますでしょう。

（教育）山村主幹

重ねて回答申し上げます。

対象校教職員に対する調査結果。教職員 20 名が回答してございますが、生徒の学習意欲、「高まった」が 10 パーセント、「変わらない」が 75 パーセント、無回答が 15 パーセント。生徒の自主性、「高まった」40 パーセント、「変わらない」40 パーセント、無回答 20 パーセント。生徒の社会性、「高まった」5 パーセント、「変わらない」60 パーセント、「低下した」5 パーセント、無回答 30 パーセント。以上でございます。

新谷委員

転校生と在校生、新しい学校に行って、その通学路の問題、学習意欲、体育祭、文化祭、部活動について示してください。

（教育）山村主幹

転校生、在校生に対する調査結果でございます。通学路の状況について、転校生、「安心して通える」2パーセント、「変わらない」73パーセント、「不安なところがある」25パーセント。学習意欲について、転校生でございます。「高まった」24パーセント、「変わらない」54パーセント、「低下した」21パーセント、無回答1パーセント。文化祭や体育大会の状況についてでございます。転校生、「楽しかった」31パーセント、「変わらない」33パーセント、「つまらなかった」36パーセント。部活動についてでございます。転校生、「活気がある」38パーセント、「以前と変わらない」26パーセント、「活気がない」21パーセント、無回答15パーセント。以上でございます。

新谷委員

今その結果を示していただいたのですが、この結果を改めて見る限りは、この統廃合の結果は必ずしも自主性や社会性、学習意欲をよくしていると、数字を見たらそういう結果でもないです。変わらないとか、そういうのが半分ぐらいあるわけですから。それから、かえって残された3校の3年生は、むしろ自主性が高まったとあります。この結果から見ても、この統廃合、これは1学年3学級を目指したわけですが、これによって教育効果が上がったとは断定できませんし、むしろやり方次第で教育効果を上げられるということではないでしょうか。いかがですか。

教育部川原次長

中学校の適正配置のアンケートの結果でございますけれども、ただいま転校生、在校生、これの調査結果について報告をしたわけでございますけれども、やはり移った生徒、それから受け入れた生徒という中では、新しい友達に来て学校やクラスの雰囲気が変わったと。これが49パーセントということでは、やはり大きく効果があったのではないかと。また、先生や友達の交流につきましても、転校生で多くなったというのが50パーセント、在校生で65パーセント、このような数字もございます。それぞれ、項目の中でいい点、悪い面という部分はございますけれども、私どもとしては総じて、生徒においてはこの適正配置については大方受け入れていただいたというふうに考えてございます。

新谷委員

それは、人数が増えれば仲間が増えるし、クラスの雰囲気も変わるのは当然なのです。

それでは聞きますが、中学校新1年生1学年3クラスが教育環境整備として始めました。それで、末広、西陵、菁園、潮見台、この四つの学校、統廃合を行った14年度、それから今、全学年の学級数、それぞれどうなっているか。1年生、2年生、3年生、示してください。

（教育）学校教育課長

大変申しわけございません。今日、14年度の学級編制表を持ち合わせておりませんので、後で新谷委員の方にお知らせしたいと思います。

新谷委員

後ではなくて、それが重要なところなのです。私、調べていますから言いますけれども、14年度が末広がりに9クラス、西陵9クラス、菁園10クラス、潮見台が7クラスです。そうしたら、17年度はわかりますでしょう。新1年生、2年生、3年生、それぞれ示してください。

（教育）学校教育課長

17年度の学級数でございますけれども、末広中学校につきましては、1年生2クラス、2年生2クラス、3年生

3 クラスということで 7 クラスであります。それから、菁園中学校でありますけれども、1 年生は 3 クラス、2 年生も 3 クラス、3 年生も 3 クラスということで 9 クラスです。それから、潮見台中学校ですけれども、1 年生は 2 クラス、2 年生も 2 クラス、3 年生につきましては 3 クラスということで、これは 7 クラスという形でございます。西陵中学校につきましては、1 年生は 2 クラス、2 年生も 2 クラス、3 年生につきましても 2 クラスということでございます。

新谷委員

このとき新 1 年生を 1 学年 3 学級にすると行ってスタートして、確かにそのときはありました。けれども、3 年たたないうちにもう崩れているのです。ということは、あなた方が目標にしてきたことが崩れているということですか。そうではないですか。

教育部長

中学校のクラスでございますけれども、計画した当時と現状の中のいささかのギャップということでございますけれども、逆に言えば、それほどまでに少子化が進んで小規模化がむしろより進んでいるという状況にあるということが如実に表れているのではないかと、こういうことが申せると思います。

新谷委員

それはそうです。けれども、それを目標に掲げた以上は、あのときどうおっしゃいましたか。中学校はこれで終りと言わなかったのです。そうすると、ずっとこの統廃合の問題を追いかけていかなければならないということになるのです。そういうところにエネルギーを使わないで、今ある学校、子供たちの教育環境をどう整え、学力や社会性をどう身につけていくか、これに頭を使った方がいいのではないですか。

それで次に、中学校が統廃合から 3 年たちましたけれども、14 年 12 月に調査されましたが、それ以後、教育効果を検証しているのですか。

（教育）山村主幹

教育効果の検証という形でまとめた調査についてはしてございません。

新谷委員

それならあまりにもひどすぎます。やると言いましたよ、石田前教育長は最後のときにそういうふうに言っていましたから。それもしない。しかも、小学校の研究結果もない。それを示さないで進めるといのはとんでもないことではないでしょうか。結局は子供の数が少なくなったからといって、数の論理で進めるとい、それにほかならないのです。そうではないですか。

教育部長

中学校の適正配置につきましては、当時の計画は平成 11 年 5 月 1 日現在の数字を使いまして、そしてその後の推計ということで、13、14、15 年度の数字で今後の生徒数の動きを推計して、先ほど来ご質問でございますように、確かにその後の生徒数の減少というものが非常に多くなってきているという状況にございますので、現在、小学校適正配置ということで進めてございますけれども、将来的には中学校についても何らかの形で適正配置というものを検討していかなければならないものと考えております。

新谷委員

私はそれを言っているのではなくて、石田前教育長が約束していたことを研究もしないで進めるといことが問題だと言っているのです。まして、小さい子供たちなので、慎重に進めなければならない、そう言っていたでしょう。

次に、今年の特認状況について、各学校の申請数を示してください。

（教育）学校教育課長

17 年 1 月から 3 月までの指定校の変更という形でございますけれども、忍路中央小学校 1 人、塩谷小学校 1 人、

祝津小学校 1 人、高島小学校 1 人、幸小学校が 1 人、長橋小学校が 4 人、北手宮小学校が 2 人、手宮西小学校が 2 人、手宮小学校は 4 人、色内小学校が 5 人、稲穂小学校が 2 人、堺小学校が 7 人、花園小学校が 2 人、緑小学校が 2 人、最上小学校が 2 人、入船小学校が 12 人、量徳小学校が 3 人、奥沢小学校が 1 人、天神小学校が 2 人、潮見台小学校が 4 人、若竹小学校が 1 人、桜小学校が 5 人、望洋台小学校が 1 人、豊倉小学校はゼロです。朝里小学校は 1 人、張碓小学校が 1 人、桂岡小学校が 7 人、銭函小学校はゼロということで、合計 75 人でございます。

新谷委員

それでは次に、適正配置対象校の指定校変更の申請数を今聞きましたけれども、行き先名を教えてください。

（教育）学校教育課長

まず、北手宮小学校でございますけれども、2 人ということで、行き先は高島小学校と手宮小学校。それから、手宮西小学校につきましては、2 人ございまして、長橋小学校と北手宮小学校。手宮小学校につきましては、北手宮小学校が 2 人と手宮西小学校が 2 人ということです。稲穂小学校につきましては、色内小学校に 2 人。堺小学校につきましては稲穂小学校が 5 人、花園小学校が 1 人、量徳小学校が 1 人です。花園小学校につきましては、入船小学校が 2 人。量徳小学校につきましては、手宮小学校 1 人、花園小学校 1 人、潮見台小学校 1 人。潮見台小学校につきましては、手宮西小学校に 1 人、花園小学校に 2 人、奥沢小学校に 1 人。以上 26 名ということです。

新谷委員

今、聞きましたら、対象校の堺小学校、大変多いのですけれども、これは何年生ですか。

（教育）学校教育課長

堺小学校については 1 年生でございます。

新谷委員

ということは、適正配置の計画を先取りして、もうやられているということですね。

次に、入船小学校 12 人、大変多いのですけれども、これを教えてください。

（教育）学校教育課長

その前に堺小学校の理由でございますけれども、地理的な理由とか、それから保護者が町場の方にお勤めになって、そちらの方に学校帰りに戻るといような形が多くなってございます。

それから、入船小学校の 12 名につきましては、最上小学校に 3 名、奥沢小学校に 7 名、天神小学校に 1 名、緑小学校に 1 名ということです。

新谷委員

この入船小学校が入っている地区、山手地区、南小樽の奥沢、天神は通学区域が細分化されて調整が難しいということで、今回対象から外されたのですけれども、もうこういうふうになできているのではないですか。だから、逆に言ったら、ほかの 4 校だけを廃校の対象にするという根拠が全然明確ではないのです。そうではないですか。

（教育）学校教育課長

今回の指定校の変更の理由でございますけれども、ここもやはり地理的な理由、境界に近いとか、それから保護者の勤務場所が、例えば奥沢の方にあるとか、それから親類がいるとか、それから兄弟がそちらの学校に通っているとか、そういった理由が多くなってございまして、私どもとしてはあくまでもそういった家庭の事情といたしますが、そういった事情で指定校を変更されているというふうには押さえております。

新谷委員

今、説明を聞きましたら、地理的なものが多いようですけれども、やはり近いところの学校を選ぶ、これが保護者の皆さんの一番望んでいることではないですか。それを今、表しているのではないですか。

それで、代表質問でも言いましたけれども、ベネッセ未来教育センターの調査では、学校選択制の場合において、これは東京の場合なのですけれども、学校が近くにあるということが上位になっているのです。それで、学力が高

いということはずかで 15 パーセント、これしか望んでいません。一番は何かというと、いじめがない学校なのです。

改めて、いじめを聞きますけれども、まず中学校の統廃合の前と後、学級数、8 学級以下、それから 9 学級以上と、それから何校に対して何名という、そういう割合を示してください。

（教育）指導室寺澤主幹

中学校におけるいじめの発生件数ですけれども、平成 13 年度におきましては、8 学級以下の学校で 9 件、それから 9 学級以上の学校では 13 件、8 学級以下の学校については 11 校、9 学級以上については 6 校でございますので、13 年度におきましては、8 学級以下で発生している割合は 11 分の 9、それから 9 学級以上につきましては 6 分の 13 です。平成 14 年度につきましては、8 学級以下で 4 件、9 学級以上では 2 件。ですから、8 学級以下では 11 分の 4、9 学級以上では 6 分の 2。平成 15 年におきましては、8 学級以下では 5 件、9 学級以上におきましては 9 件発生しておりますので、8 学級以下では 11 分の 5、9 学級以上につきましては 6 分の 9 という割合になっています。

（教育）指導室長

今の答弁ですが、再度答弁させていただこうと思います。平成 13 年度の 8 学級以下は 9 件、9 学級以上が 13 件、14 年度は 8 学級以下が 4 件、9 学級以上が 2 件、15 年度が 8 学級以下が 5 件、9 学級以上が 9 件となっております。それから、今、正直申し上げまして計算をしているところなのですが、分数のところですが、14 年度主幹の方から 11 分のという話がございましたが、変更がございますので、ここは 14 年度につきましては 8 分の 4、15 年度につきましては 8 分の 5 ということで訂正させていただこうと思います。

新谷委員

小学校はどうか。6 学級から 11 学級、それから 12 学級以上。

（教育）指導室寺澤主幹

小学校の方ですけれども、平成 13 年度 11 学級以下については 7 件、12 学級以上については 5 件、平成 14 年度は 11 学級以下が 5 件、12 学級以上が 5 件、15 年度につきましては 11 学級以下が 3 件、12 学級以上が 3 件となっております。12 学級以上の学校が 8 校ございます。それから、11 学級以下の学校は 20 校あります。

新谷委員

このいじめのことは前にも聞いたのですけれども、改めて見てみますと、やはり小規模校がいじめが少ないということが歴然とこの数字に現れております。それで、次に移りますけれども、父母、地域の皆さんだって、子供たちの顔が見える学校がいいと言っています。説明会でもそういう意見がありました。これは千葉大学の三輪教授という方なのですけれども、学校現場の先生に名前と顔が一致する人数の調査を行いました。そうすると、150 人から 200 人規模の学校の子供がわかるというのが 11 学級以上になると極端に下がる、22 パーセント、こういうような結果が出ております。地域でも意見が出ていました。父母とそれから子供たち、また地域がしっかりと結びついて、子供の顔が見える教育、それが大事ではないかというふうに言っていましたし、それから地域の町内会の方々だって、例えば手宮からこの二つの学校がなくなると地域が寂れてしまうと、大変心配しておりました。

今回、さきに報告がありましたように、北野委員も言いましたが、手宮小から 1 万 1,615 筆の署名、それから実施計画案の見直しを求める会から 7,892 人の署名、それから量徳小学校 P T A は家庭実数に対して 93 パーセントの方が 18 年 4 月実施撤回、この陳情を出しています。それから、北手宮小学校の P T A からも計画の見直しを求める陳情が出ています。こういう陳情が出たことに対してどう考えていますか。

（教育）指導室長

先ほどのいじめにかかわりましての答弁なのですが、答弁させていただいたところでございますが、例えばいろいろな数値の処理の仕方はあるかと思いますが、例えば 13 年度全体では 12 件のいじめが発生しているところでございますが、規模別の割合でいきますと、全体のこの 12 を分母といたしますと 12 学級以上では 12 分の 5 という

形になりますので、この部分では 41.7 パーセントというとり方もございましょうし、また 1 学級当たりの発生件数というところでいきますと、13 年度で見ますと、例えば 12 学級以上、当然学級数が多いでございます。そういう中では 0.4 件程度、11 学級以下につきましては 0.6 件程度ということになりますので、さまざまな見方や考え方がここにはあるのではないかと受け止めております。

新谷委員

さまざまな見方があるというのは当然です。そちらはそういうふうに見るかもしれませんが、さまざまな中で私はこの学級数で比較して言ったのです。けれども、小さいところが少ないというのは歴然としているのではないのですか。

教育長に先ほどの署名とか陳情についてもお答え願います。

教育長

堺小学校以外の 3 校からの、さらには町内の方々からの署名をいただいております。数字についても、今、委員がおっしゃったとおりかなりの数だというのは十分承知してございます。何度も話しますが、それぞれの学校でそれだけのいろいろな思いがあるのだということは謙虚に受け止めまして、何度も話してございますように、それぞれの学校について十分私ども検証しながら、今後の方向性を決めてまいりたいと考えているところです。

新谷委員

それでは、この陳情を重く受け止めて、これを無視して計画案を進めるということはないですね、念を押しますが。

教育長

計画案の変更、変更でないというのではなくて、そういう数字を私ども重く受け止めながら、合議でどういうふうに計画を出すかというのを決めたいと考えております。

新谷委員

結局は進めるということなのだけれども、そうしたら一斉に進めるのですか。それとも例えばあまり反対のない学校を先にやるとか、いろいろ選択肢があるのかどうなのか、それはどうなのですか。

教育部長

今後、教育委員会におきまして、今、意見集約を図ってこれからやりますので、その中で十分協議しながら検討を進めていく、こういうことで考えております。

新谷委員

終わりますけれども、いずれにしても先ほど北野委員が言いました議会の意思を無視して進めることはできませんし、それから 2 万人もの署名、それ以上集まっていると思うのですけれども、こういう声を無視して来年 4 月にどうしても実施するということはでき得ないし、また、やるべきではないし、絶対これは本当に進めたらとんでもないことになりますので、来年 4 月に実施をしないように求めます。

北野委員

赤岩 2 丁目の林地開発について

それでは赤岩 2 丁目、赤岩サニータウン並びに北山中学校の隣接地の林地開発に関して伺います。

質問に先立って、経済部に聞きますが、私は折に触れて住民の声を皆さんに伝えて善処方を求めてまいりました。実は、今日の午前中、突然この開発をしている会社の社長が私のところに警告しに来たのです、本人の言葉で言えば、私はその方とは 1 回も連絡をとっていないし、会社に電話をしたこともない。あなた方が、私が折に触れて言っていると。北野の言うことは面倒くさいと言って、会社に北野から言われるから仕方なくあなた方に言っているのだということで、警告を発する根拠を私の方に向けたということはありませんか。

（ 経済 ） 土屋副参事

今の質問の赤岩 2 丁目の山林を開発している業者とは、平成 13 年ぐらいからずっとやりとりをしてきているわけですけれども、昨年は伐採が行われまして、伐採した木を片づけるということで大きな動きがなかったということで、そんなに会っていませんけれども、今年と昨年と私ども 2 回ほど社長に会って、昨年の計画とか、あるいは今年度の計画を聞いていますけれども、そんな中で私どもは、今、委員のおっしゃられるような形で参りましたといったことは一度もありませんし、常に私どもは、あそこは市街化調整区域ではありますけれども、やはり調整区域と市街化区域が隣接しているところということで、サニータウンが張りついていると、こういうことがあるものですから、その人方の何か作業が始まると不安に思われるのではないかと、そういうこともあるので、作業の計画を聞かせていただきたいと、常にそういうスタンスで会社の方とは接してきております。

北野委員

肝心なことに答えなさい。私は会社に対しては 1 回も連絡していないのです。あなた方としか話していないのだ。なぜ会社が私に警告をしに来るのか。

経済部長

当該の会社が今日北野委員のところへ伺ったというのは、今、初めて聞きましたけれども、実は私どもが今まで会社の方に話をしてきたのは、あそこの森林の伐採を届け出て以降、いろいろな動きに対して地域住民、付近住民の方々が不安を持っているいろいろな要望なりが私どものところへ寄せられている。それは、もちろん議会の場のご指摘もございましたけれども、直接私どものところにもありましたので、そういった部分で私どもとしては、地域住民の声を届けてきたということでございますから、今まで例えば議会の場で何々党のだれだれから話があったということは一切言っておりませんし、そういう話をしてきた経過はございません。

北野委員

そうしたら、あなた方が差し向けたということではないということですね。もし、あったら大変ですからね。だから、責任逃れに議会から言われたとか、何々議員から言われたからとか、そういうことをよく言う理事者がいるのです。これだったら、みずからの問題として住民の声を遂行しているとは言いがたいですから、これは市長にも聞きますけれども、こういうことは議会と理事者の間では日常的に取り交わされるのです。そのたびに、何々党の何々議員から言われたからなんていうことを理事者が一回一回言って、仕事をしろというふうに市長は部下に命じているのですか。市長の見解を聞きます。

市長

そういうこともよくありますよね、議会のやりとりの中では。会派ではこういう意見がありますとか、それに対して検討しなさいと、そういうことはありますけれども、余計なことは言いませんけれども、そういうあれだったらあります。実際に、だれそれからご指摘があったと。

北野委員

責任逃れとか言いわけにすることは。

市長

言いわけには使いません。

北野委員

だから、そんなことしたらとんでもないでしょう。市長だってそのことをお認めになっているのです。

そこで伺いますが、去年から今年にかけて当該林地開発にかかわる工事がどのように進展したか、説明してください。

（ 経済 ） 土屋副参事

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、2 回目の伐採届というのが、平成 15 年のたしか 10 月 20 日ごろ提出

されまして、そのときに 1 年間の伐採期間ということで、平成 16 年 10 月 20 日ぐらいまでの伐採期間に木を切るという計画でした。それで、木の方は平成 16 年度は比較的早く切り終えまして、平成 16 年秋といえますか、10 月ぐらいまでの間は先ほども言いましたけれども、切った木の後片づけといえますか、ある程度まとめてそれを搬出するという、そういう作業をしております、あと今年になりまして 4 月以降、雪が解けて、私どもも 4 月の雪解けから何回かパトロールしていたのですけれども、5 月 20 日ごろに昨年撤去していたプレハブを、また業者の方が運び込んできて現地に置いてあったということを確認しましたので、それがあったので、また何か新しい作業を始めるのかと、こういうことを思いまして、その開発をしている、森林を伐採している業者の方に問い合わせまして、6 月 7 日に私どもは社長に会いまして話を伺いました。そのときの内容というのは、昨年来木を片づけているのですけれども、まだ若干残っている。その木を今度は運ぶのも大変なので、現地に炭焼きの窯を一つつくって、そこで昨年切った木を使って炭を焼くと。できれば、近くの学校にも呼びかけて、せっかくの機会なので子供たちに見てもらいたいというような話がありました。その工事は 5 月のたしか 13 日ぐらいから始まって、現在、窯をつくるための整地とか、あの道路ののり面に芝を張るとか、あるいは伐採届が出た当時からそういう話をされていたのですけれども、チップをつくって道路にまくというようなことも言っています、現在チップをつくる工事といいますが、そういう工事をやっているというのが現状であります。

北野委員

今、行われている作業というのは、届出は要らない作業ですか。

（経済）土屋副参事

今、行われている作業は、いわゆる森林法でいうところの届出とか許可は要らない作業というふうになっていません。

北野委員

市長もこの問題の経過はよく知っていると思うのですが、いろいろ 1 ヘクタール以上の伐採は知事の認可事項にもかかわらず、市長が許可した問題とか、それからプレハブを、作業用のスーパーハウスを道が管理している農地に置いて、今の山崎部長の代ではないけれども、何回注意をしてもその業者に撤去方を言わないと。人の土地を無断で使っていた。そして、作業終わってから撤去しろということを言って笑い話になったのです。そういうことを含めて、理事者の側が適切に対応していないという話をしたときに、市長も今後新たな作業の展開があったらきちんと住民に説明をするというふうに言って、市長以外の理事者もそういう答弁をしたということだと思のです。ところが、今、土屋副参事が答弁したのは、住民から私が聞いて、私は毎日見に行っているわけではないから、訴えられて見に行ったらそういう工事が展開になっていると。あのプレハブは現地の販売所になっているのではありませんか、違いますか。

（経済）土屋副参事

現時点では、先ほども申し上げましたように、今、あの場所でチップをつくる工事とかあるいは窯をつくるための整地の工事とか、道路ののり面の芝張りとかをやっていますので、その工事のための仮設のプレハブというのでしょうか、スーパーハウス、そのように考えていますけれども。

北野委員

あなたが考えたってだめなのさ。使われている実態があるのだから、現地販売のために使われているのか、それとも今あなたがおっしゃったようなことで使われているのかということですよ。

（経済）土屋副参事

現地の販売所としては、今は使われておりません。

北野委員

そうしますと、普通は現地の販売所がなかったら、見に行った人が取り次ぐ場所がないのです。販売所としてス

ーパーハウスを置くことは認められていませんね。

（経済）土屋副参事

営業用としてのスーパーハウスというのは、あの場所では認められないというふうに聞いています。

北野委員

聞いていますと言うけれども、法的根拠ですか。販売所はここですとのぼりを立てて、そして説明員を置いて、見に来た人に説明すると、そういうスーパーハウスは置いてはならないということですね。それだけは確認しておきます。

そこで、今話がありましたけれども、説明するとあれだけ約束しておきながら、新しい動きがあったときに、どうして住民に説明しないのですか。私から言われてからあなた方は動いているでしょう。

（経済）土屋副参事

確かに 6 月 7 日に私たちは会社に行きまして社長と話をして、炭焼きをやるということの情報を得たわけですが、それで地区のサニータウンの団地の前区長に説明したのが 6 月 15 日でした。それから、たまたまこれは当時の方が区長だったものですから、まだかわっていないと思って行ったら、話をしたときに、実は私はかわったのだということで新しい区長にその後説明をしたのが 20 日ぐらいで、情報を得てから少し遅くなって説明をしたということになってしまったのですけれども、そのように説明が遅くなってしまったことに対しましては、私のその辺の認識が甘かったということだと思います。今後は、新しい動きについての情報を得た段階で、速やかに伝えるようにしていきたいというふうに思います。

北野委員

だから、住民へ説明すると言っているのに説明しないと、住民から声を出さないと説明しないと、そういうことならうまくないから、私どもは再三言っているのです。以後そういうことのないようにしていただきたい。

ところで、6 月 18 日土曜日、6 月 19 日日曜日とはもとより、平日もチップにするための作業車が大きな音を出して作業していました。それで、あそこは調整区域なのですが、市街化区域と何メートル離れてチップの作業用車両が置かれていますか。

（経済）土屋副参事

私もチップの作業が行われているとき、2 度ほど現場に行ってみておりますけれども、そのときはまだチップをつくる機械が移動しているというような状況もありましたので、最初に行ったときは比較的市街化区域に近い方でやっておりましてけれども、2 回目のときはだいぶ奥の方になりまして、真ん中ぐらいまで移動していましたけれども、ちょっと距離的には何メートルぐらい離れているかというのはわかりません。

北野委員

区画については、平方メートルとかは、ぱっぱと私に説明するのに、そういう肝心なことについては、だいたい 10 メートルとかと。がけの上に置いてあったのでしょうか。どのぐらい離れているかすぐわかるでしょう。

それで、建設部に聞きますけれども、市街化区域の真ん中で工事をする場合、騒音が発生することは規制されていますね。何デシベル以下となっていますか。環境部でもいいです。

（環境）環境課長

市街化区域は騒音規制法というのがございますので、その騒音規制法の特定工場というか、事業所、その特定施設があれば、その区域区域によって騒音の数値が違います。小樽の場合は 1 種から 4 種までございます。その中で何デシベルということで昼は幾ら、夜は幾ら、それから夜から朝方幾らというふうに規制値はあります。

北野委員

赤岩のサニータウンのところですか。そこは何種に属して、市街化区域の中で工事をやる場合は何デシベル以下ですか。

（環境）環境課長

今日、北野委員から突然電話が来たところの区域しかうちの方は押さえていませんけれども、その地域は第 1 種区域ということで、8 時から 19 時は 45 デシベル、それから朝 6 時から 8 時、それから夕方の 19 時から 22 時は 40 デシベル、それから夜間、22 時から朝の 6 時、これについては 40 デシベルという区域の中の 1 種区域ということで一番低層な住宅ということで厳しい基準がかかっております。

北野委員

そうしたら、市街化区域と線を引いて、その隣の 10 メートル前後しか離れていないところで、調整区域は騒音規制法の対象外だと。だから、どんな音を出しても構わないと。こういう作業をやるのは野放しで、小樽市としては住民に我慢しろという態度なのですか。どなたでもいいです。

経済部長

騒音規制の関係はプロではないのでわからないのですけれども、今お話がありましたとおり、6 月 18 日は土曜日ですけれども、朝の 9 時前後だったと思いますけれども、私も現地にいまして、実はもう上の重機が動いていました。そういう意味では、休みの日ですから、あそこは住宅街になっていますので、耳をつんざくような音ではなかったですけれども、それなりにやはり音がしているのは事実です。近隣の何人かと話しましたが、土日ぐらいは朝からやられると迷惑だと。それも当然だと思うのですが、そういう話もありました。ですから、規制の数値の問題というの、もちろん一方ではあるのしょうけれども、現実にお住まいになっていて、子供がいて、お年寄りがいたり、住んでいるわけですから、その部分というのは規制の問題は別にして、例えば土日の部分、少し時間的に遅く始めるとか、そういう配慮というものを、私どもとしては相手方の業者に少し話をしながらやはり進める必要があるのかとは思っています。

北野委員

それでは理事者に聞きますけれども、どこの部門でそれは規制するのですか。例えばチップの作業車、うなり声を出したら、その音は通常何デシベルとなっているのですか、建設部長。工事車両の音はあなた方はプロでしょう。

建設部長

そうなのですから、いろいろな種類がありまして、一定の数値では押さえてはいないです。

北野委員

市街化区域の中で工事をする場合、今、環境課長が答弁されたように、それぞれの 1 種から 4 種まで、あるいは時間帯によって音の規制があるわけです。しかし、実際にそれを超える工事が行われるのが日常的なのです。そういう場合、例えばマンションの建設業者は付近住民に説明会を開いて、そして土日はやらない、祝日はやらないと。朝 10 時から夕方 3 時までで、音を出して申しわけないが勘弁してくれと。何日と何日はというふうに言って、市街化区域では協力をもらってやっているわけでしょう。ところが、線 1 本引いて、隣の調整区域でブルドーザーからグレーダーから、それにチップの作業車の音です。市街化区域で規制されている音が調整区域でやっているのです。線を引いても音は市街化区域に聞こえるのです。線を引っ張ったからって市街化区域に音が来ないなんて、そんなばかなことはないのですから。そういうのは小樽市は取り締まれないのですか。

（環境）環境課長

ちょっと私の答弁に説明不足なところがありましたけれども、今回のことは私は現地も何も見ていませんので、きちんとしたことははっきり言えませんが、今言った規制基準というのは、工場があった場合に、固定発生源がそこにあった場合にそういう規制基準がかかるのであって、たぶんチップとか移動式で臨時に持っている作業だと思うのです。それについては、今言った規制基準というのは法的にはかからないことになっています。

北野委員

そんなことはわかっている。だから、恒常的に音を出すマンションなんてないのですから、マンションの工事に

かわる一時的な大きな音を出す場合は、付近住民にお断りして、そして協力をいただいているのでしょう。そんなことはしょっちゅうやっているでしょう。建設部だって、それを指導しているはずなのです。市街化区域と隣り合わせの調整区域だったら、規制ができないからどんな音を出したって何もできないと、仕方ありませんというのかどうかを聞いているのです。

建設部長

基本的には、区域に到達する音ということを意識すべきであって、区域だから出していいとか悪いとかという話にはならない。通常工事のときには、当然近隣の方々の住居を把握しながら、迷惑のかからないように工法を選ぶし、発生のときには説明会を開くなり、そういったのが通常だと思っていますので、当然こういった場合についても一定の説明をするのが道理だろうとは考えております。

北野委員

だから、あなた方が新しい作業、工事が行われるときは住民に説明すると言っていたのだけれども、何も説明しないからそういう迷惑を受けているのです。搬出しな木材は現地でチップにするというのは、あなた方は早くから聞いていたのでしょう。それでも何も住民に説明しないでしょ。業者を指導して、そして住民にきちんと説明して、日時とか時間とかそういうものは、住民の了解を得て協力をもらって作業するということをさせるのが行政の責任ではないのですか。そのために住民に説明すると、新しい情報を提供すると、市長だってそうおっしゃっていたでしょう。そういうことをやらないで、住民から苦情が来たら、るる説明です。調整区域では音の規制がありませんと。何を言っているかということです。その近所に私よりうるさい大畠委員がいるのです、目の前に。大畠委員の裏山なのだから。だから、あなた方はそういう住民に迷惑のかかることがあるから、住民に説明して業者を指導すると、そういう意味で議会にも説明していたのでしょう。そういう約束をどうして守らないのですか。

だから、私はあなた方に対して、きちんと現地を見ているのかと。新しい動きがあったら、必ず住民に迷惑がかかるのだから。赤岩サニータウンに住宅を求めた方は、調整区域の境目だから自然と触れ合って閑静なそういう住環境が最も好ましいということで、お金を出して土地や住宅を求めたのです。ところが、そういうことが根本から踏みじられてる。しかも工事によってです。だから、行政の怠慢ではないですか。

市長に伺いますけれども、私はこの赤岩 2 丁目の 1.5 ヘクタールですか、数字はもうちょっとあると思うのですが、この工事にかかわって先ほども指摘しましたけれども、最初から何かおかしいのです。市長は許可するということも実際には専門の部や課で精査したものを信用して判を押すと思うのです。市長がみずから現地に出向いて調べるなんていうことはしていないと思いますから。しかし、政治責任はあるのです、こういうことが繰り返されると。我々から指摘しても、人の土地にスーパーハウスを置いて平然と作業していることに注意もしない。住民に説明すると言っているけど説明しないと。こういう在り方についてどういう見解を持っていますか。

市長

赤岩の件については詳しくは報告を受けていませんけれども、今のような状況にあるのであれば、それはきちんと担当の方で業者なりに指導して、指導に従わないのであれば、それなりの措置をすべきだと思いますし、それからいろいろな情報については、住民の方々にもお知らせをしながら住民の安全を守っていくと、これは大事なことだと思いますので、そのように措置したいと思います。

北野委員

市長がそういうふういきちんとお答えになりましたので、そういう立場で今後の指導に当たっていただきたい。私も法律を超えて、法律に上乗せした規制を加えろとか、制限を加えろとかそんなことを言っていないから。法令の範囲で住民の話をよく聞いて、迷惑にならないようにぜひ市長の見解に沿って、これからの作業はかたく約束をしていただきたいということだけ申し上げて、私の質問は終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

それでは、代表質問から私の方から 3 点ほど質問させていただきます。

入湯税についての進ちょく状況について

大変税の収入を上げるのは難しいという答弁でしたので、これから税収の見込めるものとして入湯税がございますが、昨年質問しましたときに、4 月 1 日は難しいけれども、10 月 1 日からだいたいという答弁をいただいたのです。10 月 1 日は過ぎましたけれども、一向にまだ何かそういうのが煮詰まっていないようで、現在までの進ちょく状況を知らせていただきたいと思います。

財政部長

入湯税についてですけれども、今年 3 月の第 1 回定例会の中で入湯税については、平成 17 年 10 月 1 日からということで、課税免除の規定を外すということで進めていくのだろうけれども、十分に関連の事業者の方と協議をしてやっていただきたいという質問がございまして、市長からの答弁の中でも十分に話し合いをして理解を得てやっていきたいということでした。その後、私ども 4 月、5 月、それぞれ関連の事業者の方に何度かいろいろと話し合いをさせていただいている中で、現在の中では 10 月 1 日の実施ということはなかなか難しいというふうに考えてございます。

井川委員

おととい、新聞に日帰り入浴が減り始めていると。特に小樽・後志がちょっと減り方が多いようで、これは不況による人数の減少かという新聞の記事が出ていました。そういう部分について業者との話が難しいのでしょうか。どの辺が難しいのでしょうか。例えば業者負担にするとか、あるいは利用者負担にするという、そういう意味でもめているのでしょうか。もめているというか。

財政部長

入湯税の課税客体というのは、地方税法第 701 条の中で鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すということで、あくまでも事業者が負担するというのではなくて、法律の建前になりますけれども、あくまでも入った方が負担をするということになると思います。

井川委員

入った方といいますと、例えば今 600 円だと。では、50 円入湯税を取りましようといったときに、では 650 円にしましようといったら、いきなり結局利用者の負担と同じことになり、値上げすることになれば。ただ、値上げしないでそのまま事業者が 600 円の中から例えば 50 円支払うというのであれば、利用者には何も影響がないのですけれども、その辺の部分なんでしょうか。

財政部長

そういう値上げをするという考え方もございますし、値上げをしないで、今 50 円ということですが、10 円値上げするか、20 円値上げするか、いろいろな考え方があるかと思いますが、いずれにいたしましても、そこら辺の詰めというものを、皆様のご理解を現在のところは得られていないという中で、今はできないと。それで延期せざるを得ないというふうなことです。

井川委員

わかりました。

旧手宮線跡地について

次に、旧手宮線について尋ねます。

私も観光のまちづくりの旧手宮線については触れたのですが、旧手宮線の購入時期と購入価格、購入目的を知らせてください。

（建設）まちづくり推進課長

旧手宮線跡地についてでございますけれども、平成 13 年に取得をしております、取得価格につきましては、1 億 3,800 万円でございます。取得目的でございますが、この旧手宮線跡地につきましては、歴史的資産であるとともに、その歴史的な特性からまちづくりに貢献する可能性を秘めた市民の貴重な財産であるため、公共・公益的な活用を図るべきという観点から、当面将来の輸送機関としての可能性を残しながら、オープンスペースとして散策路や休憩スペースとして活用するために取得をしたものでございます。

井川委員

キロメートル数はどのくらいでしょうか。面積というか長さというか。

（建設）まちづくり推進課長

約 500 メートル、旧手宮線の総延長 1.8 キロメートルのうち約 500 メートルを取得してございます。

井川委員

500 メートルで 1 億 3,800 万円というのが安いのか高いのかという議論になっても私もわかりませんが、その時代にしてみたら、平成 13 年ですから、市の財政もそんなに豊かではなかったのではないかと思います。けれども、1 億 3,800 万円も出して買ったその土地をもっと有効に使っていただきたいという、これは市民の方が非常に小樽の観光を危うくしておられて、では次に第 2 のスポットは何だろうかといったときに、やはり手宮線だろうという方が非常に多いのです。私もちょっと歩いてみましたけれども、1 日にどのくらい観光客が通行していらっしゃいますか。見に来ているというか、楽しんでいらっしゃるというか。

（建設）まちづくり推進課長

どのくらいの方が通行されているかという部分につきましては、具体的に調査をした経緯はございません。しかしながら、観光客が一つの観光スポットとして、そこで記念写真を撮ったりという姿をよく見受けましますし、また市民の方や、あるいは町内会の方が真ん中の公園、小スペースとありますが、そこでベンチに座りながら語り合っているというような、そんな姿も見ておりますし、また通勤の行き帰りにあそこを利用しながらゆっくり楽しみながらという光景も目にしておりますので、それなりの人数の方が利用されているというふうな認識は持っております。

井川委員

一番市民と協働して何かできるとしたら手宮線ではないだろうかということは、私、いろいろな会議に出ますと、皆さん口々にもう少し手宮線を、市民が憩える、本当に憩いの場所にと。きれいな花畑、例えば花をずっと両方に植えるとかして憩える場所、小樽にそういうきれいなほっとするような場所というのは、あまり観光の場所にはないのです。ほかのまちに行くと、わりと花なんか本当に理路整然と並んで美しいという、ほっとする場所というのがあるのですが、小樽にはあまりないものですから、もしできたら、いろいろな団体の方たちがあそこを皆さんで協働で、市にお金がないということで、何とか自分たちが協力してお花をきれいに植えて、市民の憩える場、そして観光客が来て安心できる場所、本当に見てうれしい、来てよかったというそんな場所にして、しかもあそこは北海道の鉄道の発祥地ですから、そういう PR も少し足りないかと思うのですが、今後せっかくこんな高値で買っているものを黙って遊ばせておくというわけでもないのですけれども、もう少し観光に使ったらいかがなものかと思っておりますけれども、この辺の意見はどうでしょうか。

建設部鈴木次長

手宮線の関係でございますけれども、実は先ほど申しましたように、オープンスペースとあって暫定的な整備をしております。それで、旧手宮線ということで、あくまでも線路敷地を生かした形での整備ということで、その辺

の基本スタンスをつくっております、あくまでも素朴な風景を基にした整備をするということで、それから市民の方に親んでもらうという部分で、また協力をしてもらおうということで花壇を整備しているわけですが、これにつきましては、従来から手宮線につきましては、JR 所管のときから近くの町内会がそもそも花壇を整備していたということもありまして、我々としても整備する基本コンセプトの中で、花壇整備ということも引き継ぎながら整備をするということで、実は関係する町内会の方をお願いをしまして、引き続き花壇を整備して、その中の花については毎年整備をしていただくということで現在まで来ております。また、そのほかにも 1 団体でございますけれども、その団体にもお願いして花壇整備をしていただいて現在まで至っているというような状況になってございます。

今後についてですけれども、今、プランに参加している各町内会、団体にも引き続き、またボランティアという形になりますけれども、観光という名所になると思いますので、それに恥じないような形での花壇の整備をお願いをしていきたい。ただ、それ以外につきましても、憩いの場ということでの整備もしてございますので、市としても芝の管理とかフェンスの管理、そういったものを引き続きしていきたいと思っています。

井川委員

最後ですけれども、もう少し PR を上手にさせていただきたいと思います。それをつけ加えておきます。

学校での性教育について

それでは次に、性教育なのですけれども、大変性教育が反響を呼びまして、私もそこまで反響があるということは考えていなかったのですけれども、実は非常に今低年齢化している性についてということで、小樽はそんなことがないだろうという見方をしておりましたけれども、あの数字は正確ではないと私は思っております。もう少し数字的には多いのではないだろうか。なぜかといいますと、小樽は札幌に近いですから、人工妊娠中絶とかそういうもの、恥ずかしい病気になんかなりましたら、意外と札幌の方へ出向いて人工妊娠中絶をする生徒が非常に多いという話を聞いておりました。ですから、正しい数字ではないのだろうと思いつつながら、それ以上に数字は恐らく上がるだろうと思っておりました。そういうわけで、最後に教育長の答弁で家庭と学校がいろいろと協力をしながら、性教育の拡充に努めていきたいとおっしゃっていますけれども、どのような教育を考えていますでしょうか。

（教育）指導室寺澤主幹

学校における性に関する指導についてでございますが、現在、市内の学校におきましては、保健体育等の教科、それから道徳、特別活動、それぞれにおいて体の発育、発達、それから心理的な発達、また男女の人間関係、それから社会的な面などについて学習をしているところでございます。ただ、これらの関連を深め、体系的、総合的に学習していく必要があると考えております。そのためには全体計画、また年間指導計画の整備が重要であると、課題であると考えているところでございます。

それで、教育委員会といたしましては、全体計画や年間指導計画にかかわる指導資料を発行いたしまして、各学校の指導計画の改善・充実に努めているところでございます。また、実施に当たりまして、エイズとか性感染症について、平成 16 年度、保健所等の関連機関と連携して指導している学校が、小学校 1 校、中学校で 4 校でございます。これらを専門的な知識ということで、これらとの関連をさらに図っていく必要があると考えていますので、各学校にも広めていきたいと思っているところでございます。

井川委員

次に、保健所に尋ねますが、大変これは大人に責任のあることだと思うのです。子供がかってに一人であるわけではないのですけれども、やはり大人がもう少し性に対していろいろと勉強しなければならない部分があると思うのです。そして、子供を家庭で教育しなくてはならない。

そういうわけで、保健所ではどのようなお考えでしょうか。例えば町内会でいろいろと出前講座をすることかという、そういう部分もありますけれども、なかなかそういう市の出前講座を見ますと、40 も 50 も項目があって、そ

の中にちょっと性教育なんていうのがあっても、なかなか町会では抜き出せる部分ではないものですから、非常にこういうあまり皆さんが触れたくない部分の教育というのは、なるべく町会でも避けて通りたいという、そういう感じを受けるのですけれども、保健所では積極的に父母というか、大人を教育するという意味でどのような考えをお持ちでしょうか。

（保健所）健康増進課長

成人に対する性感染症の予防の対策でございますが、昨年、また今年の 5 月なのですが、一般市民の方々を対象といたしました市民フォーラムという形で講演をしております。また、ほかに昨年の 11 月でございますが、エイズを中心とした性感染症ということで、広報おたる 11 月号なのですが、一般市民の方に啓発をしている状況でございます。また、一般の健康教育ということで、性感染症に対する予防と啓発、そういったものも手がけているところでございますけれども、なかなかまだ一般的に市民の関心が薄いのかどうかということは判断はつきかねるような状況でございますけれども、今後も継続しながら性感染症についての対応というか、啓発とかそういったものやっつけていかなければならないと思っております。

井川委員

保健所でも少し力を入れてやってほしいと思います。それで、学校教育でも、いいことはいいのだ、悪いことは悪いということで、今の子供たちは簡単に体を売ってお金をもらって楽しく遊ぶ。それを決して悪いことだと思っていないのです。そういうことをきちんともう教える時代だと思うので、今までのような何か生易しいというか、あまりあれのような教育ではなくて、思いきった改革をしながら、この性教育に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

山田委員

それでは、私の方からは一般質問の中から 2 点ほど伺います。

コストの把握について

まず、一般質問の中から財政について質問の中でコストの把握という意味で申しました。その意味で 3 点ほど聞きます。

まず、市職員が単純に 1 時間かかわる場合の役職別の 1 人当たりの単価は幾らぐらいになるか、具体的に示してください。

2 点目として、一般的な会議、行政スタッフの対応とか、また議会出席、そういうような人件費コスト、そのモデルケースを想定して述べていただければと。

3 点目で、市民サービスのコストについて伺います。例えば住民票の交付、1 通当たり幾らぐらいのコストがかかるのか、また家庭ごみの収集コスト、これは民間委託、また、直営であります、1 戸当たりどのぐらいになるのか、まずこの 3 点を示してください。よろしくお願いします。

（総務）職員課長

役職別の 1 時間当たりの単価ということで、部長職で 3,400 円、課長職で 2,900 円、係長職で 2,000 円程度というふうになります。

（財政）財政課長

一般的に会議等のコストでございますが、間接的な経費は除いて、今、職員課長が言った人件費コストでどれぐらいかというのを試算してみました。一般的な会議としては、庁内で庶務担当課長会議というのがございまして、庁内のいろいろな連絡関係をやっているのですが、これには部長職が 1 名、次長職が 1 名、庶務担当の課長が 19 名出席しておよそ 1 時間開催しておりますが、これを先ほどの単価で計算しますと、約 6 万 2,000 円程度になるということでございます。また、行政視察については、いろいろな対応の仕方があると思いますが、行政視察の資料

作成を係長が 1 人 1 時間かける。そして、当日の対応を課長と係長 2 名で 2 時間対応したと、そのように計算しますと、約 1 万 2,000 円ほどの経費。また、議会の出席関係でございますが、総務常任委員会がありますが、ここには教育長以下部長職が 6 名、次長職が 9 名、課長職が 41 名、それと書記が議会事務局から 3 名、総務課から 1 名、4 出見でございます。これをだいたい 1 時から 5 時に終わるとして 4 時間としますと、約 71 万円の経費ということになります。

（市民）戸籍住民課長

住民票の交付に係るコストについてですけれども、純粹にコストを計算することは全体システム経費など、関連の経費の案分など難しい面がありますので、それらを除いた戸籍住民課の窓口系の人件費及び取扱件数から算出したのですけれども、1 通当たりの人件費コストにつきましては、平成 16 年度で 525 円となっております。

（環境）環境課長

家庭ごみの収集コストについてでございますけれども、管理部門を含めたごみ 1 トン当たりの収集部門原価では、平成 15 年度決算では民間委託が約 1 万 200 円、直営が約 2 万 1,400 円でございます。

山田委員

何点が具体的な例を示して聞きましたが、ある程度行政コストがかかるということは仕方ないとは思いますが。ただ、今後とも事業の選択、また市長も民間委託化についてはいろいろ検討されていると思います。また、今後とも職員や市民、こういうふうなお互いの立場でいかに費用対効果が上がるかについて考える必要があると思います。その意味でも具体的にわかりやすい、若しくは情報提供、このことについて何かあれば、意見を聞きたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

（財政）財政課長

民間と違って公共サービスのコストというのは非常にわかりづらい。また、民間はコスト計算をして、例えば物売るのであれば、それを幾らで売ったらもうかるかという損益分岐点で計算して、それで販売単価を決めるのですが、なかなか行政にはそれが無いということで、いかにわかりやすくするかということが大切だと思います。庁内においては、常々予算編成方針や予算の執行方針の中でコスト意識を持つように、わりと漠然とした言い方もしているところですが、平成 12 年には例えばエレベータを 1 人が使わなかったら幾らになるか。例えば片面コピーを両面でしたら幾らになるか。例えばパソコンを昼休み消したら幾らになるか。そんなのでもちょっと示して、職員 1 人が 1 日 100 円節約したら庁内全体では幾らになるかと。だいたい 5,500 万円なのですが、5,500 万円を浮かせるとどんな仕事ができるのか、そんな通知も出したことがあります。また、16 年、17 年には、一人一人の職員がどうということに気をつけるべきかということで、細かな事務のコスト削減策というのも示したことがあります。ただ、今、山田委員がおっしゃったように、もっと身近に、もっとわかりやすくという意味で、先ほど言われたような具体的な例をこれからも示して、職員の意識を高めていくと、そういうふうには思っております。

山田委員

せっかく 13 名の本当に優秀な人材を採用されていると思いますので、今後ともそういう教育について活用していただければと思います。

サマータイムについて

次に、サマータイムに関連して伺います。

まず、これは先般高橋はるみ知事が道内の各市町村にアンケートを配って、参加を促しておりました。まず、その道内何か所ぐらいにアンケートを送付され、またそのうち、それについての反応について聞かせていただきたいと思っております。

（総務）職員課長

今のアンケートの内容ですけれども、こちらの方で細かく承知していませんので、後ほど伝えたいと思っております。

山田委員

一応私も参考までに聞いている範囲ですが、これは知事の政策室が道内の 207 市町村に送付され、反対は 1 町のみだったと聞いております。いかに賛成しているかというのが、これでもわかると思います。

それでは、これに参加する自治体と公共機関、これについて知っている範囲で聞かせていただきたいと思います。

（総務）職員課長

道内の状況ですけれども、6 月 14 日の新聞報道にありましたように、400 企業団体、1 万 2,000 名程度ということで、昨年の約 2 倍になっていました。この中で公共機関なのですけれども。

山田委員

自治体と公共機関。

（総務）職員課長

自治体だけお知らせします。北海道、札幌市、旭川市、小樽市、北広島市、長沼町、鹿追町となっています。

山田委員

そうですね。このほかに 5 支庁、今言われたように企業等も北海道電力、北ガス含めて 400 企業ということで聞いております。

では、金融機関、それと協賛する企業、主なものでいいですから、その辺も聞かせてください。

（総務）職員課長

詳細は今手元に資料がないのですけれども、一つは北洋銀行ということで、これは札幌と小樽、あと信用金庫関係、小樽市内、札幌市内というふうに押えています。

山田委員

そうですね。まずは北洋銀行、あと道銀、札幌銀行、札幌信金という形で聞いております。一応小樽市内のそれではそういった金融機関、企業、それについて何社くらい参加され、また協賛の内容等、もしわかればそちらの方も聞かせていただきたいと思います。

（総務）職員課長

本日、商工会議所の方から確認した情報ですけれども、今日の時点で小樽市内は 20 団体・企業ということで、その中に会社関係が 14 入っています。金融機関は北洋銀行小樽中央支店、それから小樽信用金庫です。

山田委員

その中で、私も一般質問の中で、このサマータイムについては私はおおむね賛成しますと。ただ、どうしてももう身近に迫った 7 月 1 日から 31 日の 1 か月間、これを試行期間とされておりますが、まだまだ市民についての周知がどういう形でされるかというのは、答弁の中では各職場ごとのポスター掲示ということで聞いております。これは、広報関係に載せられるとか、そういったことは考えておられますか。

（総務）職員課長

小樽市の場合、ご承知だと思いますけれども、窓口関係、それから各施設関係については支障がない形ということで、おおむね各部の管理部門が参加しております。その関係で、まず庁内の実施箇所でポスターを掲示することが一つ、それから先日記者レクチャーをしておりますが、これについては記事をどう扱うかということになりますが、あと 7 月 1 日付けの広報おたるの中でサマータイム全体のいいところ、若干記事になっておりますので、その中で小樽市役所が参加していること、それから市民サービスには全く影響がないことなどを記事にする予定でございます。

山田委員

まさに、今言われたように、実際の市民の窓口業務には全く関係ないということで承知しておいてよろしいですね。

（総務）職員課長

基本的には、変則勤務、いわゆる病院とか消防とかそういう部門とか、あと戸籍の窓口とか、いわゆる市民窓口、それから市民会館とか社会教育施設もそうですけれども、開館、閉館時間が決められている施設、これについては一切変更がございません。そういう意味で、全く支障はないと考えております。

山田委員

本当に情報がひとり歩きしてしまって、市役所でもサマータイムで 1 時間早めてやるよと、こういうような情報がたぶん先行するのではないかと私自身は思っております。そこで、やはり影響を受けるのが市民ではないかと。ここら辺のところを心配しているわけなのです。いずれにしろ、窓口業務の場合にはまるっきりそういった市民が役所に来て業務関係において、そういうものには関係ないということで考えていますので、そこら辺の周知をよろしく願いいたします。

それともう一点、これは高橋はるみ知事が 6 月 14 日、これは何度か新聞にも載っていましたが、昨年、また今年と 2 年にわたっての結果を踏まえて、さらにバージョンアップが必要だと認識しているそうです。これについて何か聞いていることがあれば。

（総務）職員課長

確かに札幌商工会議所は、昨年、今年、来年ということで 3 か年、これを実験的に試行期間として広く試行企業、団体を求めて、その中で総括する形で、北海道がどうなるかということは別にして、基本的に一斉に 1 時間、時計の針が変わらない限り、いわゆるサマータイム効果というものは出てこないと考えております。部分的試行にいわゆるメリットがあるかどうかというのは、極めて難しい問題だと思いますけれども、一定程度参加が多くないと、その実験というのですか、それもなかなか計数化しにくいのかと思っております。

山田委員

まさしくそうですね。数の論理ではないですけれども、参加される人数が多ければ、効果は絶対に上がるということですね。

この点で今回対象外としている学校なども今後例外なく検討したいと思うのですが、例えば道立の高校、これは 241 校あります。さらに養護学校が 57 校あります。大学は 1 校あります。これで 299 校。今回はこういう学校などは対象外としていますが、今後ともそういうような病院などもある程度例外なくという形で考えているのですけれども、ここら辺、小樽市としてもどういうふうな考えなのか、お知らせ願いたいと思います。

（総務）職員課長

病院につきましては、基本的に診療時間という関係で、社会全体がずれば、基本的にその受付時間は変わるのかと予想はつきます。それから、学校につきましては、それぞれの所管がありますので、その学校の始業時間をかえられるのかどうかということです。少なくとも試行できるかといえば、なかなか、例えば交通機関なんかも変わっていないわけですから、通学の問題だとかも含めて考えると、試行自体ではなじまないだろうと思います。

山田委員

確かにこのサマータイムも、道の考えでは、道内だけというような姿勢が見え隠れしているのです。ですから、そこら辺、道がやるからといって、それにある程度乗っかるのもいいですけれども、小樽は小樽独自でこういうものを実験できる、取り組んでいければということで、今後ともここら辺をよろしく願いいたします。終わります。

吹田委員

蘭越の市有林の売却について

先ほど担当の方に話したのですけれども、今回の議案第 3 号で山林基金条例の一部を改正する条例案ということで、蘭越町の山林の売却につきまして出てきておりました。

これにかかわって、市の財政が大変だということでございまして、こういう話になったのですけれども、今回の財政にかかわって、売却が今小樽市として一番得になるということでこれをされたということか、又は資金的に差し迫っているからやむを得ずこれをやるのかと、こういう問題がございましてけれども、この辺いかがでしょうか。

経済部長

蘭越町の市有林の売却の件だと思いますが、実はもともと小樽市が市有林を所有しているというのは、市内にも相当ありますけれども、市外に相当持っている。今の蘭越町、それから赤井川村、さらに穂別町という形で持っております。これは蘭越一帯は特に数代前の市長の思い入れでこういった形で所有をして、当時 65 年前です、こういうような形の中で所有してここまで来ております。そういう意味では私どもも重要な財産というか、小樽市としての市民の財産という形でこれまで保有してきたわけでありまして、現実の問題としては森林といえども保育にお金がかかりまして、相当お金もかけてきているのです。一方では、木を切って売ってその収益を上げた時期もありました。ですから、そういった形でこれまで来ましたが、ここに来て、やはり財政的な問題も含めて、昨年あたりから、庁内でいわゆる市有物件の中で売却できるものについての検討を始めました。その中で市有林の問題が出てきて、私どもとしては余裕があれば当然持っていくということもありますけれども、しかし一方では、こういった財政状況を考えれば、市内の市有林は別にして、市外に持っているものについては市外でそれぞれ利用していただいて、山林の保育がそのまま続けられるのであれば、売却することも一つの選択肢という判断の中で、今回たまたまそういった形でご利用いただける方に買っていただくというようなことで売却をしたいと、そういう経過でございます。

吹田委員

市の財産というのは、大変大事なものであると思ひまして、最終的には今回も資金として市民の方へ回ることとございまして、財産を返還したわけですけれども、そういうことで基本的には一番市民にとってプラスになることができるようなシステムですね。ですからこういうものが、単純に言えば、我々が考えるのは、高く売ってそれが有効活用される資金になれば一番いいと思います。そういう面では、今後そういう中で今それ以外の、市外のそういう資産についても売却を考えているのですけれども、これについては、今後これを臨機に対応されるのか、又は計画的にというか、そういうスケジュールが決まっています、こういうときにこれをやりますよというふうになっているのか、この辺についてはいかがでしょうか。

（ 財政 ） 財政課長

財産全般の件だと思いますので、私の方から答えたいと思ひますが、市外の財産、市内の財産、すべての財産を今やる財政再建推進プランの中では洗い出しをして、それが実際に使われるのか、使われているのか、これからも使われる予定なのか、又は売った方がいいのか、売れるのか、それから売らないとしたら貸す方法はないか、そういうふうに広い意味で財産をどうすべきかを洗い出して考える必要があると思ひます。その区分けを今の財政再建推進プランの中で各部にも指示しておりますし、私ども財政部の方でそういうリストづくり、図面に落とすと、そういう作業を進めていきたいと、そういうふうに考えています。

吹田委員

この市の財産につきましては、なるべくであれば、こういう財政再建ということと言っていますけれども、積極的に手放すことは、市民としてはなるべくそれをしないような形の中で再建を考えてやるのが基本でないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これにつきましては、やむを得ないことだと思ひますので、進めていただければと思ひます。

嘱託職員・臨時職員について

続きまして、市の嘱託職員とか、それ以外の臨時職員の関係の今年度のだいたいこういう関係の人数と年間に支払われる賃金的なものが総体的にはどのぐらいになるかということで聞きたいと思ひます。

（総務）職員課長

最初に数ですけれども、6月1日現在で臨時職員は162名でございます。それから、嘱託職員が619名でございます。決算で数字の方を答えたいと思いますけれども、一般会計臨時雇用者賃金ということで職員課の方で例えば病気の代替とか、職員の欠員になっているところに埋めている職員の金額で見ますと、だいたい延べ60名で、昨年の決算では8,500万円ぐらいになります。それから、嘱託職員619名ということで、全会計含まれているわけですが、いろいろな職種、学校関係も病院も含めてです。だいたいトータルで5億円ぐらいの決算ということなんです。

吹田委員

17年度の給料につきましては、正規職員の皆さんは賃金カットが行われたのですが、この方々はどのようになっていますでしょうか。

（総務）職員課長

臨時・嘱託職員につきましては、ちょうど平成15年から16年度について、最低賃金の値上がりはありませんでした。ただ、職員の方が16年度3パーセント、17年度5パーセント、来年度7パーセントカットという中で、16年度から臨時職員の賃金、それから嘱託員の報酬、両方とも3パーセント引いております。17年度はそこからさらに引くことはなく同じく3パーセントを引いた形になっております。

吹田委員

何か話を聞きましたら、臨時職員の皆さんは当然給与的には低いところがございますので、その辺も加味して今回のこういうカットにつきましては、行われたのかと思うのですが、見方によりましては、今、市の財政が大変だというときに、市の職員の皆さん、正規であっても臨時であっても、ここにかかわっている皆さんはすべての方が少しでも協力してこの難局を乗り切らなければならないというのが、私は基本ではないかと思ひまして、例えば今いろいろな国のやり方もあります。例えば今は4月とは言いません。けれども、半年間だけは少し協力していただきたいとか、こういうような感じでもそれはいいのではないかと思うのですが、そこのところ、市にかかわって、小樽市のこういう運営の費用の中から動いている方々にとって、そういうものにつきましては、すべての方が協力をしてやっていただきたいと思うのです。そういう中で、こういう臨時の方々にも少しでもそういうことを、これは交渉事だと思うのですが、やって、全体では今の金額で言うなら5億8,000万円ですから、これの例えば2パーセントと言ひしても、単純に言うと1,000万円の金額が出ますので、そういう面では大変なことだと思いますけれども、そこら辺のことについて、少しでも検討をいただくという、回答をいただくというのもあまりよくないかもしれませんけれども、そういうものにつきまして、いろいろと検討されるものがあるのかどうか、そこら辺を聞きたいのですけれども。

（総務）職員課長

基本的に、一つは正職員の問題がまずございます。今2,050人ぐらいですけれども、それは業務の配置の中でどうしても定員の確保をしなければなりません。まず、正職員の配置について検討する中で、嘱託員の配置、臨時職員の配置についても、あわせて検討するような形になるだろうと思います。あと嘱託員の募集と、いわゆる臨時職員の賃金ですけれども、ご承知のとおり、最低賃金という基準がございますので、その部分で3を7というふうに、真っすぐいけな部分がありますけれども、今後職員がどういうふうなカットになっていくかという部分を含めて、あわせて考えてまいりたいと思っています。

吹田委員

質問の主旨と違ったと思うのですが、財政再建は我々も大いに協力したいと思っていますので、ぜひ頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

大畠委員

赤岩の騒音について

先ほど北野委員から赤岩の工事のお話がありました。北野委員のお話にもありましたように、全くそのとおりでございます。私の住んでいるところも、今のところに移りまして 12 年目になりますけれども、音がするたびに今度は何をするのだろうか、私たちの団地は、北山中学校を挟んで隣同士になっています。私たちの団地はサームニュータウン赤岩というところなのですけれども、調整区域とのり面を一つ挟んで隣接してございます。全く隣接でございます。場所は皆さんわからない方が多いかと思いますが、例えば赤岩の山、無線塔のある山の北側、私たちもあんなに伐採されているとは実は思っていなかった。ところが、雪が降ってみたら、ずいぶん広い面積なのだと思初めてわかったようなところでございます。先ほども北野委員の質問の中にも、地域住民に説明をするということでもございましたけれども、少なくとも私たちの団地にはただの一度もございません。むしろ私もぜひ話を聞きたいということで、代表者の厚田の聚富ですが、その会社に 2 度、3 度電話をしました。しかし、もう出かけた。現場に向かったということで、なかなか連絡がとれずじまいでした。

また、発売のときには、私も実際に行ってみました。プレハブ 2 棟を置かまして発売をしておりました。その後、売出しのことが二転三転をいたしまして、私が手に入るのは札幌の売出しのチラシなのです。近くに園芸屋を営んでいる方がおられて、その方からいただくことも多くございました。

しかし、今日まで来て本当に音がすごいです。しかし、よくなればいいということで、3 月に聞いていた計画は、樹木の苗木を 900 本ほど植えると。そして、その後、区画を何区画かつくりまして、それを売り出すという話を 3 月の時点では聞いておりました。その苗木が売れたのか売れないのかわかりませんが、そのような状況でございます。ぜひ地域住民に説明をするように、改めて私の方からもお願いをしたい、そのように思っております。答弁は要りません。

公用車について

それでは初めに、公用車について尋ねますけれども、今、小樽市に消防車両、また学校、ごみ収集、それらを除きまして、連絡用に使っているといいですか、そういうような車両がどのくらいあるのか、車種別に聞きたいと思っております。そしてまた、そこには市の職員、正職員、嘱託職員あるいはまた臨時職員がいるのかもわかりません。その方々の人件費がどのくらいかかっているのか。それらを含めて聞きたいと思っております。

（総務）職員課長

車の台数ですけれども、いわゆる連絡車というような形で人を乗せるというふうなものなのですけれども、車は全部で 19 台あります。19 台のうちマイクロバスが 3 台含まれておまして、それ以外は普通乗用車になります。あと職員数ですけれども、19 名の運転職員といいですか、兼務職員もいますけれども、17 名が正職員で 2 名が臨時職員となっています。

大畠委員

それで、公用車 1 台当たりの年間経費、人件費も含め、また退職金あるいは公的負担、それら含めてどのくらいになるのか聞きます。

（総務）職員課長

正職員 17 名の平成 16 年年収ベースですけれども、総額で 1 億 1,800 万円程度となっています。それから、臨時職員 2 名ですけれども、1 名約 150 万円として 300 万円となります。それから、自動車用経費ですけれども、個々に若干違いがありますが、全体では 780 万円程度になります。これはいわゆる燃料とかタイヤとか消耗品の

部分です。

1 台当たり 41 万円ぐらいになります。これは自動車経費です。人件費と車両経費を全部合わせて 1 台当たり 680 万円でございます。

大島委員

680 万円以上ですね。それで所属部課ごとにどのように配属されているのか資料をいただきましたけれども、この資料を見ますと、秘書課、議会事務局、また教育委員会に 1 台配置をされておりますけれども、これらはどのような使い方で使っているのですか。

（総務）職員課長

秘書課、三役用となっていますけれども、あいている時間については、一般の使用にも使っております。同様の考え方で、議会事務局が議長用、教育部の総務管理課にあるのは教育長用として使っていますけれども、先ほども言ったとおり、あいている時間には別な用事で使うこともあります。

大島委員

秘書課の三役用、尋ねますけれども、市長、教育長、議長は通勤はどのような手段ですか。

（総務）職員課長

市長についてはバス利用、それから教育長については徒歩ということで確認しております。

大島委員

議長は。

（総務）職員課長

議長については、確認をしておりません。

大島委員

確認してください。待っています。所管外ですか。わかりました。

市長、教育長は、教育長は自宅が近いですから、市長は遠いけれどバス通勤です。今、議会も、財政がかなり厳しいということで検討会議を開きまして、何度か開かれております。議会としてもできることはないのかということで、今まだ検討中でございます。私は、この公用車は年間やはりかなりのこの資料を見ますと、1 億 2,600 万円以上のものがかかっていると。ということであれば、市内のタクシー会社がございまして。確かに今はこの配属を見ますと、三役用、議会用、教育長用ということで、これは黒塗りの乗用車、大型乗用車です。これも業界と営業をされているところと提携をすれば、それなりの専属のものは用意をしてくれると思います。あると思います。そしてまた、連絡用に急を要する場合、これも何台かのタクシーと専属契約を結べば、1 億数千万円のものでずいぶん削減になるのではないかと思います。本当に必要なものを、そしてまた年間のタクシー代も 520 万円ほど使っておりますけれども、これはこれで私はけっこうだと思っております。そして、大いに営業車にかえていくべきではないのかと、そういうふうに私は思っております。それが今この厳しい財政を乗り越えるための一つになるのかと。

それで尋ねますけれども、この公用車について将来的にどのような考えを持っているのか聞かせてください。

（総務）職員課長

ご承知のとおり、運転手ということで実際的には採用された職員が、まだ 17 名ほどいるという現実的な問題がございます。そのうち、集中管理部門に 1 名ほど配置をしているのですが、ここ何年かけて職種変更を含め、委託できるものは委託という形で、あるいはタクシーにかえるものはかえていく。それから、原則的には、既に一部始めておりますけれども、一般職が公用車を運転する形で業務をしてもらうということで、この部分の 17 名ですが、基本的には縮小あるいは廃止を含めて検討してまいりたいと思っております。言われるとおり、人件費的な要素が高いというのは、この数字に表れていると思いますので、かといって、すぐになくするという事は、なかなか難しい部分がありまして、基本的には職種変更という手段を用いて縮小していきたいと考えています。

大島委員

議会もマイクロバスを一時保有していた時期がございました。これは当時は必要だったのだと思います。かなりの小樽市への訪問がございました。しかし、持って見たら、やはりかなりの費用で効果と比べたら、これはやはり営業車を借りた方がいいということで、これも切り替わっております。そういうことから、公用車についても順次そういう考え方で進めていただきたいと、そのように思います。部長、いかがですか。

総務部長

今、職員課長から答弁申し上げたような方向で今財政再建推進プランの中も含めて、いろいろ庁内でやっていますけれども、基本的には運転職種として現在いる職員の問題というのは、避けて通れない部分がございますので、一刀両断でばさっとというわけにはいかないということもございますけれども、基本的な方向というのは、そういう今答弁した方向で進めたいというふうに考えております。

大島委員

ソーラス条約について

港湾部に尋ねます。ソーラス条約が実施されまして、港もゲートで囲われました。外国船が入ってもなかなかそばに寄れない。ロープをかける鉄のあれに座って記念写真を撮るのは本当にいい光景でした。しかし、今はそういう状況でそれもかきませんが、もうすぐ1年を経過するのですけれども、やってみて警備などの業務委託をしておりますけれども、その他ソーラスにかかわることで、経過をして考えていなかった問題点があるいろいろな発生しているのではないかと、そのように思いますけれども、そういうことで何かございましたら、どういう問題点があったのか。そしてまた、それにどう対処しているのか、その点について伺います。

（港湾）港湾振興室長

ソーラス条約が昨年7月1日からスタートしまして、ゲートの関係につきましては、外国船が入っているときにゲートに立しゅうを立てまして、警備員を配置しまして、出入りを管理しております。ただし、出入りを管理する中で、貨物の管理、それから人の出入り、そういう中で私どもに直接批判を寄せられるケースというのはあまりないのですけれども、顔パスで入っているのではないかと、そういうような話も聞きますけれども、それらについては、聞くたびに委託業務の会社の方には都度きちんとやるようにということで指示はしております。そのあたりが最近1年を迎えて、なれてきましたというか、そういう中で厳しくもう一度やっている内容であります。

大島委員

私も、港が好きなものですから、何度かゲートのそばまで行きます。そして、だめですよ。今日思いきって警備に聞きました。そして、ゲートの中に入るにはどういう手続が必要なのですかと。親切に教えていただきました。免許証があるとか、写しがあればいい、名刺だけではだめですと。そして、消防からいただいている身分を証明するものがございまして、それをこれはどうなのと、いや、これがあればいいと。ただし、それは市議会議員の場合。民間はどうなのと。民間は、まず前段に言ったようになります。船の人に会いに来たと。まず、船名を書いてください、目的を書いてくださいと。かなり厳しいチェックだなと。私もこのソーラスで立しゅう警備については、道路交通の指導と違うということで、場合によっては身の危険にさらされる危険性もある業務だと。十分そういうところを考慮して委託業務をすべきだと。契約を結ぶべきだということを提案したことがございますが、おおかたそのようになっているかと。

そして、つい先日にも稚内で両替商の射殺事件がございました。新聞を読みますと、停留していたロシア船が出港を一時とめられて、そして船内検査などがされたという事件がございましたし、そういうことが小樽市内で起きてはならないと、そのように私も非常に心配しております。そういうことも話をしましたら、いや、そのとおりなのだ。もう警察も我々もびりびりしている、あの事件以来。この緊張感こそ、必要ではないのかと、そのように私は思っております。これからも業務をやる上ではいろいろな想定をしていなかった問題が起こるかもわかりませ

ん。そのときには、早急に対応をしていただきたいと、そのように思っておりますが、いかがですか。

港湾部長

今、大島委員からご指摘を受けました点につきましては、先日の稚内の事件等もございまして、かなりやはり緊張した形で警備を進めていかなければならないと思っております。その辺につきましては、また港湾部の巡回の中でも、一定程度の確認をしながら、おかしな部分があれば早急に警備会社ともちよくちよく協議をしながら警備の強化に努めていきたいと、そのように考えてございます。

大島委員

港町ふ頭の方譲地について

同じく港湾部なのですが、港町ふ頭の方譲地といいますか、見直しというのが聞こえてきますけれども、その点についてはどうですか。

港湾部長

平成 10 年に完成しました港町ふ頭の方譲地ですけれども、第 1 次分譲で 3 区画ほど売れましたけれども、2 次分譲の部分でまだ 5 区画が売れないで残っています。なかなか売れ先も見つからない状況の中で、一応売買だけではなくて、短期的な貸付け、長期的な貸付けと、それから貸し付ける範囲についても一定程度の契約についても、ある程度緩和をして利用の拡大を図っていきたいということで、現在、分譲地の部分については見直しをしたところでございます。

大島委員

分譲地だけでも、売れなかった。そして、財産の有効活用ということで見直しをして、貸付けも考えているということでございます。これは市有財産の有効活用という面からも、収入を上げるには歓迎すべき考え方だと思っております。

そしてまた、港湾区域を回ってみますと、中古車業者ばかりでなくて、営業車、いわゆる輸送会社のシャーシとかそういうのが置かれている場合がずいぶん見受けられます。そうすると、今の見直しの中で、そういう部分も解消されるのかと思っております。しかし、ロシア船が小樽から中古車を積み出すようになってから、ずっと問題になっているのが、中古車の土地の不法利用といいますか、それがずっと長年懸案になってきております。残念ながら、港湾部長もそれぞれいろいろな考えがあったのだらうと思っておりますけれども、ここ 3 年間は毎年 1 年交替で、1 年でいろいろな進退の都合やらなにやらで、異動になっているものですから、この問題についても本気に取り組みなかったのが実情でないのかと思っております。また、議会が近づくと、指導が来た、指導が来た、指導の連発で、議事を終わっておりますけれども、今回見直しをしたわけですから、これらのこのように不法占拠されている業種といいますか、この業種を対象にした解決策をこれから考えるべきではないのかと、そのように思っておりますけれども、いかがですか。適正な手続をしていただいて、適正な使用料を徴収する、それがひいては土地の有効活用になると思うのですが、いかがですか。

港湾部長

今、大島委員からのご指摘でございますけれども、先ほど言いましたように港町分譲地のところにつきましては、一応建物を建てるというのが一番の前提で考えてございますけれども、今こういう情勢なものですから、建物を建てて土地を利用するというのはなかなか難しいと。であれば、短期間の中で、短期貸付けの中で一応そういう車とか、シャーシとか、フェリー関連の車とか、そういうものについても、一定程度認めていきたいということが今回の大きなところでございます。そんな中で、まだ一番にはそういう港湾関連業者、それからフェリー関連業者、そういうところの意向を聞いた中で、現在臨港地区内の道路にとめておりますシャーシとか、クレーン類とか、そういうものを一定程度整理して、そういうものに利用していただいた中で、さらにその後の状況を見た中で、まだまだ土地があるということであれば、今、言われたようなことについてもさらに検討していきたいと思っております。

ただ、現状、まだこれから業界の方と話し合いを進めていくことになりますので、中古車対策につきましては、また 7 月 1 日から税関の方の中古車の輸出の問題等の取扱いも変わってくるという話がございます、その辺の様子も見て判断をしていきたいと、検討していきたいと、そのように考えているところです。

大島委員

学校給食について

教育委員会に伺います。

学校給食です。学校給食については、一般質問でも経営の見直し、運営の見直しもどうなのですかと。特に民間委託。なかなか受皿になっているために難しいと。これはやはり将来的に取り組まなければならない大きな課題だと、そういうふうに思っています。今、第二病院の調理師、民間委託された場合には減員ということでございますから、いずれにしても、これはもうほうつはおけない大きな問題だと。これはもうかかる経費が大変大きいということです。それでその前段階で、単独の調理校は何校あるのですか。

（教育）学校給食課長

現在、小樽に単独調理校は小学校が 3 校、それから中学校が 3 校、計 6 校ございます。

大島委員

職員数はどのようになっていますか。

（教育）学校給食課長

全体で 6 校のうち、正規の調理員が 6 名、各学校に 1 名ずつ、それと臨時職員の調理員が 9 名おります。

大島委員

それで、先ほど資料としていただいた年齢別の給料がございますけれども、これは同じかどうかわかりませんが、この単独校の調理員 6 名に当てはめてみましたら、3,000 万円以上の人件費です。そして、一般質問でも申しましたけれども、センター方式になったとき、今の単独校、石山中学校もそうでした。かつては私も納品をしておりましたので、その実情はよく知っておりますし、センター方式になったときには、私の子供もそのお世話になったということで、事情については熟知しております。なぜ単独校は、今残されたのかということになれば、山の上なのです、みんな。そういうことで、これは時間的な問題があるのではないかとということで残されております。しかし、経過して 30 年になりますか。昨日も申しましたけれども、今配送委託業務を行っている業者、遅くとも 10 時半までには全部終わっているのです。オタモイ調理場あるいは新光調理場から出る給食の配送も同じではないかと思うのです。そうしますと、今民間は難しいのであれば、前段階としてこの単独校を当時から見ると事情が非常に変わっております。問題がないというように私は思っております。しかし、残さなければならないのは、配せん員、この方々は残して、この調理は考える時期に来ているのではないかと。時期はもう私は来ていると思います。これもセンターに統合をすべきではないのかと、そのように思うのですけれども、いかがですか。

（教育）学校給食課長

単独校の共同調理場への移行なのですけれども、やはりまだ食数とか、あとコンテナヤードのスペースとかそういう問題がありまして、共同調理場の囑託とか民間委託より先というのはちょっと難しいのかと思っておりますけれども、食数の推移によりましては、将来的には共同調理場の方に一本化することを検討しなければならないとは思っております。

大島委員

食数、食数と言うけれども、1 人分ではないのですよ。バケツに入れて何人分なのですよ。だから、今の調理場だって新光調理場を新築、設備を取り替えたのは 5 年前ですか。民間ならとくにやっております。米飯給食を見てください。先日どなたかに、大橋委員ですか、日東バイオンの問題がありました。あそこの日東バイオンの前身は何か知っていますか、知らないでしょう。あれは札幌中央市場にいろいろな商売が張りついた。病院も出てきた。

そうすると、あそこは給食を、事業所と病院のご飯を炊く施設だったのです。当初それをつくったのです。それが思うようにうまくいかなかったのです。それで小樽の米飯給食を受けるようになったのではないですか。そうですよ。私はそのときに工場の視察に行ってきたております。私は中央市場に毎日通っていました。商売上、仕事上で。そのときにできたものなのです。計画されたものなのです。そういう経緯があって、今、小樽の学校給食を受けていながら、採算が合わないからやめると言っているのでしょうか。やめたいと言っているのでしょうか。受けるところがあつたら。これが民間なのです。そうすると、今、調理員の問題も確かにありますよ。そうでなくて、これは真剣に考えるべきなのです。配送のトラックがどうのこうの、そんな問題ではないです。それはいくらでも今の行政の中でリースだって、商売やっている方はトラックも何も車もほとんどリースをずいぶん昔から利用しております。そんなトラックの問題ではないのです。あなた方のやる気があるかないか、それだけなのです。今、これだけ厳しい中、やはり真剣に一人一人が考えていただかなければ、いつまでたっても金がないからできない、予算がないからできない、それで終わるのではないですか。私は長年、商売をしてきて、骨の髄まで商人でございます。そういう感覚でいつも思っておりますので、やはり「できない、できない」ではなくて、できる方法はないのか、方法を検討するべきではないかと、そのように思っております。単独校は単独校のよさがあります。給食を調理している、そのにおいが校舎において、子供たちが今日は何だかんだということで、今うちの中で言えば、我が家では少なくなってきた、そういう食事のにおいをかくということのよさも、それは十分知っております。しかし、今これだけ厳しい中で、そういう面から考えるべきではないのかと、そのように思っております。

そういうことでございますので、よろしくもう一度単独校の今後について、教育長、お願いします。

教育長

これまでも学校給食につきましては、議会でも何度も出ましたし、交通の便等につきましては、20年、30年前と違ひまして、4輪駆動も出ておりますので、そういう交通の便はさておきながら、私もセンターの統合とか、単独校を何とかセンターにと、いろいろ考えてございますけれども、委員がおっしゃるように、バケツの問題というよりも、二つのセンターの調理する能力と児童・生徒数ですと、単独校を二つの調理場には吸収することはできないとか、さらには食中毒のかかわりとかいろいろあって、センターを一つにという話もあったのですが、それもなかなか難しいですとか、これまでにいろいろな学校給食の問題が出ております。ただ、昨日も話しましたが、当面私もとしましては、調理員とのかかわりもありますので、現行の体制では考えてございますが、今る委員の方からもお話もございましたので、そういう面も念頭に置きながら、給食を子供たちに提供していくことも含めまして、将来的にどういうふうにあるべきかを考える時期にあると承知してございます。

大畠委員

学校整備について

1点だけ。やはり教育なのですけれども、学校施設、これは一般質問でさせていただきました。経過だけでなく、現場はもちろん市ということで、教育長と教育部長に松ケ枝中学校を見ていただきました。というのも、3月15日は中学校の卒業式だったのです。松ケ枝中学校を卒業した父母から、卒業しましたと、ごあいさつがありました。そして、本当にすごい学校だよと。すごい学校だというのは、その意味は施設の設備がもうすごいということで、ぜひ見てほしいと。私の子供も臭い臭いと言いながら3年間過ぎましたと、実はそういうことで見に行つたのです。

雨漏りの問題もありました。階段は、教育長も、学校長も、知っているとおりに、階段にバケツがだつと並んで、雨漏りで演奏会が始まるのではないかと。かつて私たちが子供のころ育つた我が家と同じですよ。本当、洗面器を置く、バケツを置く。その状況がずっと続いておまして、実を言うとメモをいただきました。松ケ枝中学校に関しては13ページです。すごいです。そして、本当にできないできないで、トイレに臭気抜きの換気扇はついているけれども、それを回すと反対においががんがんに上がってくるから使っていないと。それとまた、床、水で洗える

ようにタイル張りですよ。洗おうとした臨時の用務員が、そこは使わないで、水は流さないでくれと。だって、水抜きはちゃんとある。詰まっています。そうすると、用務員は、日中何をやってたか。今、その清掃をする方法だってありますよ。それをやると、高圧でやってしまうと、あるいは水道つなぐと、どこでパンクするかわからない、そういう状況でしょう。トイレは頭もおしりもつかえる、何とかしてというふうに我慢をして使ってきていた。教育長、感想を何て言っていますか。これは小学校のサイズだと言いましたね。それを承知で放置されてきたのですよ。だから、何とかしてほしいということで、これはデータを見るだけではなくて、やはり現場を見ていただかなければだめだという状態なのです。

多額のお金がかかるのはわかりますけれども、やはりどういう方法があるのかということで、モデル校を選んで、方法はお金のかからない、効果のある方法を取り組んでいただきたい。皆さんも担当の課長も係長も 2 年、3 年たてば異動になります。子供は中学校 1 年生は 3 年生になったら卒業です。そういうことでございますから、ぜひ現場を見ながらやっていきたいと。理科室ですか、あれはステンレス張りでしょう。ここを担当が見に来るとステンレスを張る。はい、次にここも見ます、またステンレスを張る。そういうことですから、現状を見てよろしく願います。子供たちが少しでもいい環境で勉学できるようにしていただきたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 31 分

再開 午後 4 時 00 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

それでは、一般質問にかかわって何点が質問いたします。

情報化について

情報化に関連して質問をいたします。

まず、端末機の使用について伺います。図書館に設置したということでご答弁をもらいました。それで、昨年の質問の答弁では夏という予定であったのですが、なぜ半年ずれ込んだのか、この経過、理由を伺います。

（総務）企画政策室木村主幹

今の委員からのご質問ですが、平成 16 年の夏ごろをめどにということで設置を考えておりますということで答弁をさせていただいておりますが、その間、今年の 1 月 26 日に設置をさせていただいております。これを取り入れました理由としましては、お年寄りや子供の皆さんに手軽にタッチパネル式で利用できるような体制というのは、どうということが可能であろうかということ了他都市の動向も見まして、その中で調査もさせていただきまして、またプロバイダーの関係のこともございまして、その部分で若干時間を要しまして、1 月 26 日の開設となったところでございます。

高橋委員

そうすると、夏ごろの予定ではタッチパネル式ではなかったということですか。

（総務）企画政策室木村主幹

そのときも、やはりタッチパネル式を導入したいということで考えておまして、その間また千歳市とか、恵庭市とか、既にそのときに設置をしていましたところに十分聞き取りをしながら、それで本当に可能なかどうかと

いうことを十分検討したということで延びてしまったという事情がございます。

高橋委員

それで、1 台設置したということで、答弁によりますと、利用者が 84 名ということになっていますけれども、もっとたくさんいるのではないかと私は思っているのですが、その点いかがですか。

（総務）企画政策室木村主幹

今年の 1 月 26 日から導入させていただきまして、5 月末現在でこちらで名簿を記載させていただいておりますが、そこで 84 名の方が利用なさいましたということで記載いただいております。これはもう確認がとれておりますが、また私は 4 月から担当させていただきまして、月に何度か拝見しております。その中では、30 分をめぐりご利用くださいということもしておりますので、そのほかには、行くときにはわりとお使いになっておりますから、記載されていない方もご利用なさっている方は人数はちょっと把握できませんが、おられると考えております。

高橋委員

この事業費はだいたいどのくらいになりますか。

（総務）企画政策室木村主幹

今回 23 万円ほど予算を決定し、それで導入をさせていただいているところでございます。

高橋委員

それで、利用者の意見とか要望、こういうのは聞いておりますか。

（総務）企画政策室木村主幹

図書館長に今確認しておりますけれども、私どもが聞く範囲では、利用なさっている方ではどういう形で利用したらよろしいですかとかという部分での活用、使い方について教えてくださいという方が数件あったということは聞いておりますけれども、その中でどういう形でという情報については、今のところ聞いてございません。

高橋委員

できるだけ意見が聞けるようなことを検討してほしいと思います。

それと、増設についてはどのように考えていますか。

（総務）企画政策室木村主幹

インターネットの個人の普及率と、委員も今質問をなさっていますが、市民のインターネットのいわゆる個人普及率なのですが、それが小樽の場合 3 割程度と。また、パソコンの普及率につきましても 3 割程度ということになってございますので、その部分では委員がご質問なさっています 9 月から 10 月にかけての IT 講習は実践してまいりますけれども、と同時に公共端末機につきましては、今、1 月 26 日に設置しました図書館がございますので、その動向をしっかり見きわめながら、今後の整備については考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

高橋委員

その公の施設ですけれども、だいたい該当する場所、予定場所、それは考えているところはありますか。

（総務）企画政策室木村主幹

今のところは特にここということは考えておりませんが、その中で実際市民アンケート調査を行った中でも、市の施設等ということでございますのは 3 割ほどでございまして、そのほかの要望がありましたけれども、そういうことを十分考えながら、今後検討してまいりたいと考えています。

高橋委員

よろしくお願いたします。

防災情報について

次に、防災情報について何点が確認します。

広報おたる 6 月号を拝見させていただきました。給食の次に出ているのです。「シリーズ災害に備える」と。早速こういう具体的な動きが出たというのは、非常に私は評価をしております。ただ、1 ページしかないというのは本当に残念だと思うのですけれども、今後どのように掲載していく考えなのか教えていただきたいと思っております。

総務部次長

本会議の答弁にもございましたとおり、広報の方に 6 月号から載せております。この連載についてはしばらく続ける予定でございますが、時期を見て分量につきましては、その都度調整していきたいと考えております。

高橋委員

予定としてはどのくらい続けられそうですか。半年とか 1 年とか、その考え方によりますけれども。

総務部次長

現在、災害となると普通は秋のシーズン中心ということになりますが、半年ぐらいのまず第 1 回目ということを考えております。

高橋委員

それで、ご答弁の中にホームページにも記載していると、こういうことでありましたけれども、この点についてはどのような形になりますか。

総務部次長

本会議の答弁にもありましたけれども、広報おたるのほかにホームページの中でも市民の方には利用できるような形でということで、広報を通して周知しております。

高橋委員

去年も質問させていただきましたけれども、あまり進んでいないというふうに私は思いました。この防災情報に関して、あまり内容的に手を加えられていないと思うのですけれども、この点はいかがですか。

総務部次長

中身につきましては、今回のいろいろな災害を踏まえて、データもその時期に合ったタイムリーなものと考えておりますけれども、基本的な災害に対する考え方というのは、そう大きく変わらないということでございますので、ほかにも F M 小樽などを通して、数年来ずっと提携をしております、新しい災害とか、新しい状況ということになれば、それぞれの中でそれに対応するというような形かと考えております。

高橋委員

私は前も提案しているのですけれども、具体的にもっとわかりやすいイラストを入れたり、写真を入れたり、工夫があってしかるべきかと思っているわけです。ですから、逆に言うと、あまり手をつけてこなかったのではないかと考えているのですけれども、これはいかがですか。

総務部次長

防災の方の担当は 2 名ということで、防災計画を中心に新しい国の事業等も含めまして、いわゆる一般的な周知、市民に対する災害の対応とか、そういう面でもっとわかりやすくというような話もございまして、その部分について十分検討しながら進めてきている時間がなかったのかという話で、今後はそういうことも含めて PR あるいは市民に周知する方法ということで対応していきたいと考えております。

高橋委員

ぜひ、お願いをしたいと思います。

廃棄物最終処分場の換算率について

次に、環境部に伺います。

廃棄物最終処分場の件で伺いました。1 点だけ換算率について伺いましたけれども、東京都で使われている換算率を使用したと、こういうことでご答弁をいただきました。これはなぜそれを利用したのか、使われたのか、もう

一度説明をお願いします。

（環境）藤田主幹

換算率についてでございますけれども、換算率はただいま委員が、ご承知のとおりでございますけれども、東京都がつくっております埋立試験ブロックの結果を参考にしております。実は、小樽市独自の試験でございます試験調査結果というのは、小樽市は持ってございません。それで、既にもう取り組んでございます東京都の埋立試験のブロック結果を参考にしているということでございます。これは国の補助における換算率ということでございますが、当然東京都の試験結果というのは、大変国の方からも評価されておりまして、小樽市は独自のものを持ってございませんので、この結果を参考にしております。ただし、ごみの質、形状等につきましては、当然変化していくということも考えられますので、これからの現状の廃棄物最終処分場の状況を十分に把握しながら、今後、係数についても調整していくことになるかと思っております。

高橋委員

東京都のごみと小樽市のごみではごみ質が当然違うわけですから、係数も当然違ってくると私は思います。ですから、東京都のある程度信頼性における数値というふうに聞いていますので、それはいいですけれども、小樽市独自の、小樽市の数値、係数の数値、これはあるべきだと思います。ですから、小樽市としての換算率に使える数値、係数をぜひ出していただきたいというか、つくるべきだと私は思っているのですけれども、この点いかがですか。

（環境）藤田主幹

当然、各自治体で換算率を持つということがベストというふうには考えられます。ただし、当然この換算率を出すためのブロック試験といいますが、実際にこれをやるに当たりましては、かなりの年数もかかりますし、それからかなり経費もかかっていくということもございまして、各自治体ではそういった係数を持つてはございません。そのため、ほとんどの自治体でごみの埋立地をつくる場合に、換算率をつくるときには定評ある東京都のブロック試験の係数を使っているということでございます。

高橋委員

前に質問したときには、準備しているということ聞いた記憶があるのですけれども、それは聞き違いですか。

（環境）藤田主幹

小樽市が実際に試験をやっているという事実は、私は聞いてございません。

高橋委員

では、先ほど言われたごみの係数の調整はどうやってやるのですか。

環境部長

先ほどからごみの換算の話をしているわけでございますけれども、確かに東京の換算率そのものが、それではもう全く小樽市のごみと同じかという、必ずしもそうではないと私も思っております。ただ今回の調査の中では、一定程度で非常に近い数字が出たと。私どもとしてはこの換算率を使っていくと同時に、2年とか3年サイクルで実際にその埋立地の中の現況測量をすることで、ボリューム計算をしながら、その換算率が当てはまるのかどうかと、こういったことを検証しながら埋立地の適正な管理を図っていく必要があると思っております。

先ほど来言っておりますが、小樽市で独自の換算率を持つということでございますけれども、これにつきましては、ただ単にそこで埋めたから、圧縮したからそれで幾らの換算率かではなくて、やはりごみといいますのは、埋め立てた後に経年で変化します。2年目、3年目、4年目、5年目ということで、どんどん沈下していきます。そういった中で先ほど言っているように、非常に長い時間がかかってくる。それから、ごみについてはご存じのように、季節によっても中のごみ質は非常に変化をしてくる。そうすると、相当のサンプリングをしながら、長い時間をかけていかなければ、そういったものは出てこないわけです。そのとき出た結果が、またその時代時代のごみ質の変化も実際あるということでございますから、そういった意味で各都市とも、国も、この東京都の換算率につい

ては非常に信用を置いておりますし、また補助事業にも使われているといった実態もございますので、私どもとしてはこれを使いながら、また実際の埋立地の中のボリューム計算をしながら、現況測量を通しながら、検証しながら、管理に当たっていきたく、こういったことでございます。

高橋委員

この計画を立てたのが、平成 7 年ですよ。そうすると、10 年前ということになります。部長のおっしゃるのはわかるのですが、有料化が始まって、当然ごみ質がどんどん変わってきているとなれば、この 10 年前の数値でいいのかという疑問が起らない方がおかしいのではないかと、こういうふうに思うのです。ですから、これを調整するとか、いろいろ検討するとかという作業があってしかるべきかと私は思って質問しているのですが、これはいかがですか。

環境部長

確かにおっしゃるように、この有料化によって今一番何が違ってきたのかということ、例えば燃やさないごみのうちの廃プラスチックの関係というふうに思っております。ですから、こういったものについては、ある程度私どもとしても研究をしながら係数を出そうではないかと。そういったことで、これからの埋立地の計画をつくる際に、そういったことの調整を図っていくというのが、先ほど藤田主幹の方から申し上げた部分でございます。ベースは基本的には東京都の換算率にしながら、その中で大きく変化をしているものを、多少の調整はかけることが可能であろうと。こうしながら全体を見ていこうと思っております。

高橋委員

いずれにしても、いろいろ調整が必要かと思しますので、ぜひこの点を検討していただきたいと思えます。

学校施設の保全計画について

次に、学校施設の保全計画に関連してなのですけれども、伺いと思えます。

耐震構造に関する調査の点で伺います。

再度確認しますけれども、耐震構造に関する調査の対象で、新耐震基準に適合していない学校の数、中学校、小学校でそれぞれどうですか。

（教育）総務管理課長

昭和 56 年以前に建設した学校施設が現基準に適合していないと考えられることから、小学校につきましては 20 校、中学校につきましては 10 校、合わせて 30 校を対象としております。

高橋委員

それで、ご答弁によりますと去年と今年度と 2 年間にわたってやるということですが、具体的にはどういう調査というか、検査をしておりますか。それを教えてください。

（教育）総務管理課長

その学校につきましては、私ども当課職員と建築住宅課の職員と柱、はり、壁、鉄骨の骨組みなど、設計図での検証と、それを基に現場に出向き、壁などのひび割れや鉄骨のさびぐあいなど、目視でその老朽化を確認しながら、また壁のコンクリートを一部採取し、その圧縮試験を行うというのが今回の調査であります。

高橋委員

建設部に伺いますが、新耐震で以前と今では何がどういうふうに違うのか、問題点は何なのか、簡単に説明願います。

（建設）建築住宅課長

建築基準法で昭和 56 年に耐震基準が大幅に見直されたことがございます。それは、建物を設計するときに、一定の地震力がかかったときに、その建物がどのような力を受けて、それが主体構造部分はその耐力を持ち、それに耐えるということを確認する作業で構造計算でやるのですけれども、そのときにかかる力の大きさがその昭和 56 年に

改定になってございます。

高橋委員

そうすると、単純に言うとも強度が足りないということですか。

（建設）建築住宅課長

そういうことになります。

高橋委員

それで、今年度調査をして、いつごろこれを全体的にまとめて結果を出すと考えていますか。

（教育）総務管理課長

今年の調査につきましては、秋から冬休みを利用して行いたいと考えております。その結果が出ましたら、早ければ年度内に 3 月ごろまでにそれらのもの、昨年やった結果と今年やった結果を総合しまして、この 30 校に対する優先度評価を立てたいと考えております。

高橋委員

それで、構造も非常に大事なのですが、屋根、それから防水、こういうものは非常に建物の維持、保全をする上で大切な部分であると思います。先ほども質問がほかの委員からありましたけれども、漏水の件とか、それは大きな影響があると思います。防水の保証期間は何年になっていますか。

（教育）総務管理課長

屋上の防水の件ですけれども、アスファルト防水あるいは体育館に使われている屋根のトタンとか、そういうものの耐用年数につきましては、いろいろ調べたのですが、耐用年数で特に明確になっているものはないと思います。それで、例えばアスファルト防水の場合におきますと、防水層の置かれている自然条件や防水層の保護条件などによって耐用年数が決まってくると思われまして、またアスファルト防水を新規に行った場合は、市の発注工事におきましては、10 年保証をつけているところであります。また、いろいろな条件はあると思いますが、私どもの考えとしましては、おおむね 15 年から 20 年ぐらいが一般的な改善の時期かということ聞いております。

高橋委員

そうですね。だいたい保証期間としては 10 年と言われています。それで、今の話ですと、15 年から 20 年、最大にとって 20 年ということになりますけれども、建設してから 20 年以上経過した学校というのは、小学校、中学校、それぞれ何校ずつありますか。

（教育）総務管理課長

具体的にそれらを押さえているものはございませんけれども、屋上防水に限って言わせてもらいますと、15 年から 20 年以上経過している学校ということになりますと、ほとんどの学校がその中に含まれると考えております。

高橋委員

もう一点、体育館についても同じような状況かと思っておりますけれども、その点についてはいかがですか。

（教育）総務管理課長

学校の体育館ということですか。だいたい学校と併設しておりますので、校舎と同じような考えを持っておりません。

高橋委員

建設部に伺いますけれども、防水が 20 年以上たっている、若しくは鉄板の 20 年、30 年の来ているもの、これについては、非常に限界に近いかと、若しくは限界かと思っておりますけれども、どのように一般論として考えていますか。

（建設）建築住宅課長

やはり防水層などは、計画的に改修をして、建物構造く体を守っていくと、そういうことが基本になるだろうと考えます。

高橋委員

もう一点伺いますけれども、例えば漏水したとして、構造体とか内装とか、いろいろなところに影響があると思えますけれども、その点についてはいろいろ影響性のあるものを挙げていただけますか。

（教育）総務管理課長

漏水による影響ということですが、考えられますのは、まず通常、学校校舎は鉄筋コンクリート造ですので、く体に雨水が入りますと、鉄筋等のさびにつながるようになります。また、今、委員がおっしゃいましたように、室内まで漏水が及びますと、内装材等の汚損ということになりますので、建物の寿命を短くしてしまうということにもつながりかねませんので、やはり対策は十分やっていかなくてはならないというふうに考えております。

高橋委員

そうですね。そのように思います。今言われたように、く体にも非常に大きな影響があると思います。寿命も縮めると、そういうこともあります。

それで、非常に不思議なのは、なぜ今までこういう計画をしてこなかったのだと、こういうことが非常に疑問に感じます。それで、提案しましたけれども、学校カルテを早くつくってほしいと、これは毎回質問をしてきました。要するに学校の施設の状態がどういふ状況にあるのかということのを的確に判断する上でも、そういう基礎的ベースになるデータがなければ判断できないと思います。ですから、再三早くつくっていただきたいという要望をしております。答弁ではできるだけ早くということでは話がありましたけれども、本当に一刻を争うというように思います。ですから、建設部の協力を十分得て、本当に早急にこれはまずつくっていただきたいと強く要望しますが、いかがでしょうか。

（教育）総務管理課長

私どもとしましては、昨年から本会議でも答弁いたしましたけれども、市の方で施設カルテをつくっております。私どもが持っていた基本的なデータと若干違うところがあります。それを今、今年じゅうに何とか整合性をとるようにクリアしまして、その後、来年度から建築住宅課の職員の方々とそろそろ始めていくというようなスケジュールは持っております。

高橋委員

30 校一遍には直せないわけですから、優先順位は当然あるかと思えますけれども、優先順位の中で考えてほしいのは、やはり防水とか、要するにほかに影響のあるものを、耐震は当然ですが、ぜひこれに入れていただきたいと思うのです。ですから、ぜひ各学校を自分の目で確認していただきたいと思えますけれども、この点いかがですか。

（教育）総務管理課長

私もこの 4 月に異動したばかりで、大島委員からもありましたけれども、いろいろな要望が各学校から出ております。そのことにつきましては、各学校で夏休み中に防火診断等があります。その際に、出された要望書を持ちながら、各学校を点検してまいりたいと考えております。

高橋委員

最後に、教育長に伺いたいのですけれども、安全性についての質問をさせていただきました。今後、先ほども質問しましたけれども、限られた予算ですけれども、非常に避難施設という観点から見ても大事な施設であるということを考えれば、できるだけ早く進めていただきたいと、そういうふうに思っているわけです。その辺の見解をお願いします。

教育長

何度も私どもの方で話させていただいてございますが、学校建築、学校の施設設備にかかりましては、あるときには子供の命にかかわってくると、あるときには市民の避難場所として大変重要な位置づけになってございます。

カルテ一つとりまして、これまでも委員から質問がありまして、私どもとしては教育委員会レベルのものをつくってまいりましたが、トータルしたものでなければやはりかなり専門的な知識も必要になってくる部分もございますので、なにぶんにも今早急に物事を進めていくということは何よりも必要なことでございますので、そのご意見を踏まえまして、総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤（博）委員

私も代表質問に関連して何点が尋ねたいと思います。

アスベストの問題について

最初に、代表質問でも再質問させていただきましたけれども、体育館のアスベストの問題について何点が尋ねたいと思います。

体育館については一点だけ。終わった後に振り返ってみて、私が言っているのは、体育館が仮に工事が必要だというふうになったときに、幾らかかるのですかということだったのですが、そのときには、当然工事を今すぐするのか、将来的な課題として押さえておくのか、いつもその間、体育館の使用を停止するのかとか、いろいろな選択肢はあるのではないのでしょうか。ただ、これを議論して市民の皆さんに選択してもらうためには、よく言われている体育館、確かに素人目で見ても大変大きなものですし、高さもありますから、半端な額ではないということわかっていながら、どうも体育館のアスベストの状況という言葉が出てくると、すごい金額がかかるのだというところで思考が停止してしまうのではないかというように私自身感じているものですから、そうではなくて、やるとしたらこのくらいかかる。けれども、今、小樽市の財政とか優先順位とかあるのでどうするのだという議論を冷静にする必要があるのではないかと、そのためには金額が議論の素材として必要でないかというふうに言っているわけでありまして。

たぶん、技術の担当の方ですから、いろいろなケースを想定しているいろいろ考えられていくと、そう簡単には言えないのだという結論に出てくるというのもわからないわけでもないのですけれども、市役所がお願いをするといったら、やはり一番効果的な方法、一番コスト的にかからなくて、最小コストで最大限の目標を達成するような方法を調べていただいて、それでもって見積りをとるとということについてご検討いただけないかというふうに思うわけなので、この部分についてももう一度説明願いたいと思います。

建設部長

体育館のアスベストの件についてでございますけれども、必要がある場合ということでの見積りということですが、いろいろ今、見積金額は当然あって、どうするかということ、金額というのは必要性があるのですけれども、やはりこのアスベストに関しましては、また体育館の構造、これらも考えますといういろいろなケースを想定した中で、そして詳細な形で金額を出していかないと、金額がひとり歩きされても困るところがありますものですから、これについては、現在いろいろ調査なり研究をしながら、どういった施工方法ができるのか、こういうものを詳細に詰めながら、そして詳細に金額も出していかなければ、我々としても相当数の金額が恐らくかかるであろうと想定していますので、これは慎重に考えていくと、早急にとれるところは金額は出したいという事は思っております。

斎藤（博）委員

よろしく検討願いたいと思います。

次に、小樽市の他の施設のアスベストの使用状況について質問します。

代表質問の中で現在 11 施設 24 か所において第 2 段階まで調査を終えていますというような話をいただいている

わけですけれども、その中で 4 施設についてアスベストを、一部吹きつけ材というのがわかったというご報告をいただいているわけですけれども、この 11 施設 24 というのは、全体はどういう数字の中での 24 ということですか。

（建設）建築住宅課長

市長が答弁いたしました、ただいまの 11 施設 24 か所の数字の意味ということだと思いますけれども、設計図書で吹きつけ材が使われている建物を調べまして、天井を張るなどの措置を終えていなかった施設というのが 11 施設ございました。それらの施設で吹きつけ材が実際に使われていた部屋が 24 部屋あったということで、11 施設 24 か所という答弁をしたところでございます。

齋藤（博）委員

11 施設、例えば 100 施設のうち 11 とか、小樽市が考えているのは後半にも出てくるのですけれども、まだ残っているという話もあるのですけれども、全体のどのぐらいの数で押さえていて、そのうちの 11 が終わったと言っているのか、教えてください。

（建設）建築住宅課長

現在まだ調査途中でございますけれども、11 施設という数字を出した現時点での調査済みの施設数としては 66 ございます。

齋藤（博）委員

そうすると、66 施設のうち 11 施設で終わっていると、そういうことで、逆に言うと、55 施設はこれからということで理解してよろしいですか。

建設部長

昭和 30 年から昭和 55 年の間に、こういったアスベスト吹きつけ材をやっている施設は何か所ということで、全施設を見たら 66 か所に見いだしました。そのうちに実際にアスベストが、要は使われているのが 11 か所発見できたので、その 11 か所というのはそういう意味です。そのうち、施設にはたくさん部屋がありますので、その部屋の中をチェックすると 11 の施設のうち 24 の部屋に使われているということで、それをチェックしたというふうに考えております。

齋藤（博）委員

もう一回同じことを聞くようなことで申しわけないのですけれども、この市の他の施設の利用状況に対する調査の今後のスケジュールはどうなっているか、教えてください。

（建設）建築住宅課長

市長答弁にもありましたけれども、現在、5 施設で使われている吹きつけ材にアスベストが含有されているというのは判明しているのですが、それらにつきましては、小樽病院を除く 4 施設につきましては、次に第 3 段階の空気中のアスベストの測定を行う予定であります。それも調査のうちになっております。またさらに、学校施設などにつきましても、引き続き調査をしていくこととしております。それらにつきましては、できるだけ早く結果を求めてまいりたいと考えております。

齋藤（博）委員

そうすると、わかっている 5 か所の部分については第 3 段階といいますが、空気アスベスト濃度の測定を進めていきたいと考えていると、そういうことですね。それらはできるだけ早くやってもらいたいと思っています。

それからもう一つ、その他の学校施設等についても今後調査をやって、終わった時点で公表をしてもらえると、そういう理解でよろしいですか。

建築部長

今、委員がおっしゃったように、5 施設については依頼をかけるということで動いていますし、学校についても近々に着手しますので、当然その結果については何らかの形で公表をしていきたいと、そういうふうに考えていま

す。

齋藤（博）委員

指定管理者制度の導入について

指定管理者制度にかかわって、たくさん条例改正案が出されています。これについて何点が聞いていきたいと思っています。私は、代表質問で指定管理者制度を透明性の高いものにしてもらいたいと。それから、行政経費内で、その施設の目的を有効にするためには、いろいろな条件整備をしてもらいたいと、そういう観点で話させてもらいました。代表質問で一括で答えをいただいていますので、今日は何点が聞いていきたいと思っているところです。

まず、八つ私は言っているのです。やはりどうしてもまとめてやらないと大変な時間がかかるかもしれないのですけれども、例えば選定委員会を設置するべきと、それから外部の方を入れるべきというようなことを言っています。それから、民間の場合はいろいろな団体が出てくると思うので、株式会社でもいいわけで、当然小樽だけの事情ではなくて、一気に事業展開が変わるということも考えられますし、経営の問題もあるわけです。代表質問ではおかしいという話もありましたけれども、小樽市が管理委託指定をお願いしている企業の経営状況について、逆に、ではどういうふう把握しようとしているのか。今いろいろなディスクロージャーの時代ですから、いろいろな情報が出されてきているわけですから、それを積極的に押さえていくということも含めて、受皿の経営状況に対する把握が必要と伺いました。それから、兼職の禁止と言っているのですけれども、この点、指定管理者をお願いする会社でも NPO でも何でもいいのですけれども、そういったところには行政組織という部分なり、選定委員会で職員や議員が役員をやっているようなところは排除すべきではないかというふうにも言いました。それから、何らかの問題があったときに、取り消すことをきちんと決めておいた方がいいのではないかという話もしました。それから、災害時をお願いしている施設を急に使わなければならなくなったときの手だても必要ではないかというようなことを話しました。もちろん、指定管理者の団体に守秘義務があるということ。それは指定を取り消した以降も続いているということ、きちんと押さえてもらいたいということ。それから、いろいろな公の施設も、今後、指定管理者に委託していったときに、市民の声をどこが、だれが受けるのかということが大切だと思います。今まででしたら、管理委託をお願いしている原課の方に苦情なり要望なりいろいろな声があったと思うのですけれども、それはこれからもあると思うのですけれども、そのほかに市民の声をしっかり受け止めていくような、オンブズマン制度のようなものを完備して、施設とそれから指定管理者において一定の緊張感を持ってもらいたいということ。それから、先ほど言った破たん対策ということで、私は本で読んだだけなので、まだあったかどうかはわかりませんが、例えば今後指定管理者が 3 年、5 年、その施設を運営する中で、自分たちが買った財産と小樽市が立ち上げるときに出していただいたものの管理をきちんとしていないと、会社が破たんしたときに差し押さえられたらどうするのですかと、それから指定管理者に指定を 3 年も、5 年も仮にしていたときに、原課で指定を取り消したときに、直営でやる能力が残るのですか、だれがその仕事を請け負うのですかというようなことを、やはり真剣に考えておかないとだめなのではないでしょうかというようなことを言いました。

今、八つ言ったのですけれども、その部分について、まず私が指摘しているような対策なりが必要かどうかという、まずその基本的な認識を知らせていただきたいと思っています。もし、そんなの必要でないといえ、別に取り上げる必要がないわけでも、例えば必要と考えるのであれば、それはどこで担保されようとするのでしょうかというのを教えてもらいたい。例えばもともと地方自治法にありますというのでしたら、それでもよろしいですし、小樽市が持っている指定管理者の一般条例の中に、それがあれば、それを指摘してもらいたい。個別の指定に関する条例でフォローするのであれば、そこでもいいですし、話の中で出てきている募集要項とか契約書の中で、それを担保されているならされているでいいのですけれども、要するに今縦に八つを言っているわけですから、どこで担保されているのか、横に並べて、今 5 個横に並べて言っているわけですから、どこにあるのかというのを教えてもらいたい。やはりどこかですくい上げられていっているから心配ないのだというような答えを

期待しているわけですがけれども、こちら辺をはなから必要ないという部分も含めてですけれども、考え方を聞かせていただきたいと思います。

（総務）中田主幹

今、八つの項目のご質問がありましたけれども、一つずつ説明させていただきたいと思います。

一つ目の選定委員会の外部委員の登用なりのことにつきましては、現在の選考委員会につきましては、市長の補助機関である委員会に関する規則というものがございまして、それに基づいて設置しております。構成については、現在、内部の職員だけでございますけれども、これについては外部委員の登用について今後研究していきたいと考えてございます。

それから、次の指定管理者になった方の経営状況の公開についてですけれども、この辺については現状として情報公開条例にも関係してくるのですけれども、個々の法人等の経営状況や事業活動の部分にかかわりますので、この辺はちょっと難しいというふうに考えてございます。

それから、3点目の市長とか、それから議員の方々の兼職の部分でございますけれども、この辺については、自治法で指定管理者については行政処分であるので、その規定は適用されないということになってございます。本市としてはそういう形の考えを基本に、特に規制をすることは今のところ考えてございません。

それから、4点目の指定取消しの制度として、どういう形で位置づけているのかというご質問かと思えますけれども、それにつきましては自治法にまず規定がございまして、指定管理者を取り消すときはどういうことだということの規定がございまして、それと、今回提案させていただきました16の施設の設置条例の附則の部分に、指定管理者の管理ができない場合の措置ということで、基本的には市の直営に一時的に戻すというような形のことに規定を制度化しているところでございます。

それと、5点目の災害時の対応ですけれども、これにつきましては、自治法の第244条の2第10項に指定管理者からの報告、それから調査とか指示を地方公共団体ができることになってございます。そして、その指示の中に災害時に指定管理者に指示を行い、市が施設を利用できるというような法解釈がございまして、それについては、もしそういうような場合には、そのケースによりまして、その状況に応じてそういう法的な根拠で災害時の市の使用を確保していくのかというふうに考えてございます。

それから、6点目の守秘義務の部分でございますけれども、これについては募集要項なり協定で担保していきたいと考えております。なお、この守秘義務の中の個人情報につきましては、既に制定しております公の施設の手続条例を平成15年第4回定例会で制定しておりますけれども、その中でも規定がございまして、現在の協定書の中でも鎌御殿、さくら学園で個人情報の保護に対する規定を設けているところでございます。

それから、7点目の市民の方々の声の反映でございますけれども、これについては運用面で、今回、指定管理者になる方に募集要項で利用者のアンケートを求めていって、住民の声を反映させていきたいと考えてございます。

それから、指定管理者が破たんした場合とか、その指定の取消しをした場合に、行政で直営にしようとしてもなかなかそういう経験者がもういなくなって対応できないのではないかというお話ですけれども、それにつきましては、個々のケースが考えられますので、そのときの具体的な状況を判断して決めていくような形になると思いますけれども、基本的には先ほど話しましたように、市の直営の1回管理にして、その後どうするかというのをその時点でまた判断するような形になろうかと考えてございます。

斎藤（博）委員

1点だけ、オンブズマンという言葉的にどうかという部分もあるのですけれども、指定管理者にお願いした施設の利用状況なり利用者の声を行政側が聞くシステムというのは大事だと思っているのです。指定管理者になった方が、利用者にアンケートをとって集約したものを例えば原課の方に持ってくるというのもそうかもしれませんけれども、施設と利用者と行政が、三つがイーブンな状態でその施設の運営をお互いに監視していくというか、緊張

感を持ってやっていこうというようなことを、やはりシステムの考えていかないとだめなのではないかと私は思っているのです。これはオンブズマンという言葉がどうこうというのではなくて、行政と指定管理者と利用者が一体となって、その施設をよりよくしていくというようなことをシステムとして持たせていかないと、今後、所期の目的と違ってくるのではないかという心配があるのですけれども、この辺についても、もし考えがあったら聞かせていただきたいと思います。

（総務）中田主幹

今、ご指摘の部分の住民なりの方の声の反映ですけれども、今のところはアンケート調査を行いたいと。それを反映させていきたいと思っておりますけれども、他都市の先進事例なんかがあるかどうか調査しながら、研究なりをしていきたいというふうに考えます。

斎藤（博）委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私は、代表質問のときに他都市の先例ということで、指定管理を受けた団体が 60 パーセントぐらいがもともと管理委託を受けていた、例えば社協とか、言ってしまうと、今まで管理委託をやっていたと。今度、指定管理者になりましたと。どこになりましたかと聞いてみたら、5 割を超える施設が例えば社協だと、もともとのところだったという実態が、これ全国的な調査とか国の調査でも出てきているわけです。そうしたら、まだ 1 年目ぐらいの調査だからコメントできないとかと胸を張っていたと思うのですけれども、一方で市長の答弁の中で、例えば 27 施設のうち 20 施設については、任意の選定で指定を行う予定でございますというふうにおっしゃったので、これは何を言っているかということ、公募しないということを言っていると思うのです。その辺でもう一度聞きたいのですけれども、今までの前段、今までは皮肉で言っただけですけれども、例えば公募しないで決めるというのは、だれが決めるのですか。例えば今までやっているのは、当然どこかに管理委託していると思うのですけれども、それを指定管理にしようと思うとき、言葉では言っています。公の施設の性格、規模、機能等を考慮して、公募がなじまないと認めたときには公募しないのだと書いているから、書いているからやるのだというのは、それはわかるのですけれども、だれがどうやって決めるという部分を聞かせていただきたいと思います。

それから、今回契約されている中で、初めからこちら 20 施設について公募する予定がないという場合、今回条例をつくるときに、普通は公募の期間を置いて、今第 2 回定例会で指定しておいて、業者の決定は第 3 回定例会とか時間をかけてやるというのは、公募ということを念頭に置いていたのではないかと思うのですけれども、もしそうだとしたら、はなからやるつもりがないのであれば、こうやって別々にやる必要があるのかどうか、その二つについて知らせてください。

（総務）中田主幹

まず、最初の任意と公募の区分けですけれども、基本的には所管部で判断いたしまして、それを選考委員会に通知をいただくという形に要綱上ではなっております。受けた選考委員会では、基本的には公募ですから、公募の部分についてはそのままが多いのですけれども、特に任意の部分につきましては、条例上で、今、委員がご指摘の公の施設の性質なりを考慮して、任意にすることができるということになっておりますので、その辺が任意で選考していいのかという部分、それと具体的な方針が妥当かどうかという部分を選定委員会で決めまして、その内容について市長に報告するというような形の要綱のつくりになってございます。

斎藤（博）委員

初めから受皿が決まっているのであれば、どうしてこう分けて条例化するのですかということです。初めから、今回受皿も出したらどうですか。

（総務）中田主幹

初めからですか。一応やはり公募が原則になっておりますので、それぞれ事業計画書をいただいて、それぞれで

判断してまいりますので、公募と任意をあわせて同じようなスケジュールで選定の手続をやっていくということで、今のところは考えております。

総務部長

補足ですけれども、基本的に今回条例改正をするのは、その施設を指定管理者にしたいということを基本にしてある条例改正ですね。私どもとしては、そこが一つベースになって初めて原課としては公募でくるとか任意でいくということの判定をするための手続を開始すると。かなりハードなスケジュールでこなしていかなければならない。原課でもって任意と出ても、いわゆる選考委員会の中でこれはきちんと公募でやりなさいということになったときには、今度また公募にする手続を原課でもっているいろいろな事務作業をするという、こういうしくみをとっているものですから、基本的に今回条例改正を出しても、この施設を指定管理者制度にするということを決めないうちに、逆に事務的に仕事がちと進むというのは問題があるという判断をしましたから、基本的にはやりたいということについては先に決めていただいて、それから今言った公募という原則にしながらも、いろいろな選択肢を原課に検討させて整理をしていく。こういう手順でいく関係上、方針的に今持っているのは、20 はかなり難しいのではないかとということで答弁させていただきましたけれども、改めて公募を出したら、だれも来なかったということもありえるわけで、であれば従来からお願いしたところに任意で、言ってみれば入札したら落ちなかったからどうですかという、こういうことの問題も含めたいろいろな手だてというのは選択肢にあるのかと、こういう形で条例改正の提案をさせてもらっています。

斎藤（博）委員

それでは、今回の条例の部分で何点か中身について伺いたいと思います。

まず、議案第 10 号、総合福祉センターのところ、これは総合福祉センター自体が建物等については理解しているつもりなのですけれども、中でやっているところ、ちょっと抜きにしましてね、老人福祉センター、点字図書館、母子福祉センター、とみおか児童館、こういうことをやっているのだということで書かれているわけですけれども、この条例を見ていくと、こういう性格が違うと思われる六つの事業を一つの受皿に指定管理するというところでよろしいでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

総合福祉センターについてのお尋ねですけれども、実は総合福祉センターは昭和 46 年に設置されまして、当時総合福祉センター条例も制定されたということです。設置目的でございますけれども、お年寄り、児童、肢体不自由児、身体障害者、母子家庭の方々に各種相談、レクリエーション及び集会等の場を総合的に提供するというを目的として設置されたと。ご指摘のとおり、主な福祉施設でありますけれども、根拠法令がおののありますので、ハード的に別々の箇所があれば、これはおのの指定しなければならないというふうには考えますけれども。

（「厚生所管でなければ、答弁ないのでしょうか」と呼ぶ者あり）

斎藤（博）委員

済みません。厚生常任委員会の中でやらせていただきます。

最後に尋ねたいと思います。今回いろいろな施設の指定管理者への移行ということで条例提案がされております。管理委託されている、そこでずっと毎度委託していたところが、今回のこういう形で出てきているのではないかとことだと思えます。ほかに現在小樽市が持っている公の施設の中で、管理委託をしている現状の中で、今回条例化されていないケースはないのかと、そういうふう思うわけですけれども、その辺についてはいかがですか。

（総務）中田主幹

現在、管理委託している施設は 30 施設ございます。そのうち今回 18 年 4 月から指定管理者を導入する予定が 27 でございます。残りの 3 つにつきましては、新光デイサービスセンター、銭函デイサービスセンター、これにつきましては、譲渡の方向で考えていますので、これをすると。それと交通記念館がそういう意味では今回 30 の中で指定

管理者導入になっていないような施設に位置づけております。

齋藤（博）委員

デイサービスセンターの取扱いについては、前に、厚生常任委員会の中でも若干議論させていただいておりますので、それで残るのは交通記念館なわけですし、言うまでもなく 2006 年 9 月 1 日までにその形態については指定管理者にするか、直営に戻すかというようなことを迫られているというか、それを私はよくないと思っているのですけれども、そういう今状態になるわけですけれども、これだけが今回この条例提案されていないわけですけれども、そのわけ、事情について聞きたいと思います。

教育部品田次長

今の交通記念館の関係でございますけれども、現在、私ども教育部といたしまして、交通記念館と他の社会教育施設との一元化に向けた施設の在り方、この辺はどうなのか、またあわせて、直営での管理はどうなのかということで、私ども検討中でございまして、今定例会の中で条例案を提出していないということでございます。

齋藤（博）委員

そうすると、選択肢は全部の施設について同じような条件をお持ちなのでしょうけれども、ほかは福祉のデイサービス 2 か所以外は指定管理者の方に行くという方針でやりたいと。この交通記念館について今おっしゃっているのは、直営の可能性を他の社協施設、そんなにいっぱいあるわけではないですね。その中でその方向性を検討しているという、もう少し具体的に話していただけますか。

助役

この交通記念館の問題は、当初から社会教育施設の問題で、議論の経過もございました。現状の中でお話がありました来年の 9 月までに最終結論を出さなければならないものですから、委託にしていこうとか、直営にとか、そういう関係を含めて、今、私が長について庁内の中で協議を進めているという状況です。

齋藤（博）委員

それでは、理解の仕方としては、今の施設単独での直営での存続ということではないという理解でよろしいですか。

助役

今、教育部品田次長が話したように、他の類似施設、これらも視野に入れて協議をしていこうということです。もちろんその選択肢一つということではないですから、いろいろな形の中で協議をしているという状況でございます。

齋藤（博）委員

そうすると、それはほかの施設の在り方も含めて、一定の方針が出された時点で、改めてまたこういう形ではないかもしれませんが、方向性を示すと。その場合には交通記念館だけではなくて、他の社協施設の在り方そのものに関する議論というのが必要になってくると、そういう理解でよろしいですか。

助役

そういうことで、これは指定管理の問題でなく、施設そのものの在り方という大きな問題も含めます。それは時々一定の方向が出つつあるといいいますか、当初計画を含めて、これから議会の方に報告しながら、ご議論をいただきながら進めていかなければならないことと、こんなふう考えております。

齋藤（博）委員

これで質問を終わります。今の話を聞いていると、いろいろな施設があって、直営で管理委託をお願いしている施設もあるけれども、それをその延長で指定管理者の方をお願いしていくということもあるけれども、逆に言うと指定管理者にしきれないというか、なかなか指定管理者制度の中で運営していくのは難しい施設については、やはり直営で運営する在り方というものを組み立て直して、直営でやっていく、そういったことも必要という判断に立

ったのですか。

助役

そういう考えもあるだろうとは思いますが。直営でやった方がベターだということもあると思いますから、すべて委託がいいという考えには立っていません。そういう中では両面を見ながら早く進めていきたいと思っております。

委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。